

第3章

人権施策の展開方向

人権施策とは	・・・・・・・・・・・・・・・・	59
施策分野1	人権意識の高揚のための施策	・・・・ 61
施策分野2	人権擁護と救済のための施策	・・・・ 71
施策分野3	人権が尊重される まちづくりのための施策	・・・・ 79
施策分野4	人権課題の解決に向けての施策	・・・・ 89

人権施策とは

人権施策とは、本市がめざす「お互いを尊重し、だれもが輝く人権文化都市」の実現に向けて、総合的に取り組む諸施策のことをいいます。

つまり、「第1章 計画の基本的な考え方」に示した取り組むべき施策である「① 人権意識の高揚」、「② 人権擁護と救済」、「③ 人権が尊重されるまちづくり」の実現に向けて進めていきます。

また、人権施策は、「① 総合的な視点を踏まえた取組の推進」、「② 人権尊重の視点に立った取組の推進」、「③ 多様な主体との連携・協働による取組の推進」の3つの基本的視点により進めていきます。

さらに、人権施策は、目的に応じた次の4つの施策分野に体系づけて進めていきます。

施策分野1：人権意識の高揚のための施策

一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重の文化が息づくまちづくりのための基本的な施策です。

施策分野2：人権擁護と救済のための施策

さまざまな人権侵害の発見や防止、人権に関する相談、偏見や差別意識などから生じる人権侵害に対する救済・保護支援などの施策です。人権相談体制の再構築や、助言や調査などの救済措置の構築が重要になります。

施策分野3：人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権尊重の文化が息づくまちづくりの実現に向けて、多様な主体が連携・協力しあう取組を進めるための施策です。

すべての市民がさまざまな文化や多様性を認め合う中で、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、また、住み慣れた地域で自立した生活を送り、さらに安全で快適に生活するための施策です。

施策分野4：人権課題の解決に向けての施策

施策分野1から施策分野3を基本とし、個別の人権課題に対応していくための施策です。

■施策の体系 第4次計画

基本理念：お互いを尊重し、だれもが輝く人権文化都市

- 基 本 的
視 点
- ① 総合的な視点を踏まえた取組の推進
 - ② 人権尊重の視点に立った取組の推進
 - ③ 多様な主体との連携・協働による取組の推進

施策分野1：人権意識の高揚のための施策

- (1) 多様な人権課題に関する取組の充実
- (2) あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進
- (3) 人権にかかわりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発の推進
- (4) 指導者の養成

施策分野2：人権擁護と救済のための施策

- (1) 人権侵害の発見や防止体制の確立
- (2) 人権相談や人権侵害報告から人権課題別の差別解消ガイドラインの作成
- (3) 人権相談体制の充実と人権救済・支援体制の構築

施策分野3：人権が尊重されるまちづくりのための施策

- (1) 多様な主体との協働の推進
- (2) ユニバーサルデザインの理念の普及と市民参加の推進
- (3) 社会参画の機会の確保と誰もが幸せに暮らし続けるためへの支援
- (4) だれもが住みよいまちづくりの推進
- (5) 人権尊重の視点に立った行政の推進

施策分野4：人権課題の解決に向けての施策

- (1) 部落差別
- (2) 子ども
- (3) 女性
- (4) 障がい者
- (5) 高齢者
- (6) 外国人
- (7) 性的マイノリティ
- (8) インターネットによる人権侵害
- (9) 疾病と人権
- (10) さまざまな人権課題

施策分野 1 人権意識の高揚のための施策



(1) 多様な人権課題に関する取組の充実

本市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消、人権問題の解決に向けて、さまざまな取組を進めてきましたが、依然として人権意識の面での課題が解消されていない状況があります。

また、インターネットを悪用した人権侵害も増加しています。さらに、LGBTに代表される性的マイノリティの人権、新型コロナウイルス感染症に起因する差別など、新たに理解・認識し、取り組むべき人権課題もあります。

引き続き、基本的人権の尊重という普遍的な課題に対する理解・認識や、部落差別（同和問題）をはじめ子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害、疾病と人権、犯罪被害者等、アイヌの人びとや沖縄の人びとなどさまざまな人権についての理解・認識が深まるように、学習教材やプログラムを整備するとともに、人権教育や啓発活動の資料となるよう、それぞれの人権問題の具体的な把握に努めます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 人権に関する教材の整備	① 啓発図書、教材の整備	部落差別をはじめとするさまざまな人権課題について、正しい理解・認識が得られるよう、最新の情報資料として書籍等の収集を行い、市民が容易に閲覧できるよう、情報提供に努めます。また、保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校に人権教育・啓発教材として書籍、啓発DVDを配置します。
	② プログラムの整備	保育や教育、行政関係者など人権にかかわりの深い職業に従事する人が、子どもの発達段階や市民のニーズ、学習レベルに応じた人権学習を体系的・効果的に行えるよう、学習プログラムの作成に努めるとともに、交流型や参加・体験型などの学習を充実します。
2 人権に関する学習相談や情報の提供	① 学習相談	地域や企業内研修の学習相談に応じ、研修会の実施方法などに対応します。
	② ビデオ及び図書等の貸し出し	人権問題に関するビデオや図書を備え付け、閲覧や貸し出しを行い、市民に広く情報の提供を行います。
3 調査・研究の推進	① 市民意識調査等の実施	人権課題に対する意識や人権教育の課題を把握するため、引き続き、定期的に市民意識調査等を実施します。また、それぞれの人権課題に重点を置いた市民意識調査を、その施策担当部局が実施するように努めます。

施策項目	事業	事業概要
3 調査・研究 の推進	② 関係団体・機関との連 携	さまざまな人権問題についての把握や人権教育に関する研究、具体的な手法の開発について、関係団体や国・県・近隣自治体の関係機関と連携を図りながら進めます。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域団体は、さまざまな人権課題について、人権啓発DVDや書籍等の活用により正しい理解・認識に努めます。
- ・ 事業者は、さまざまな人権課題に取り組むことの社会的責任を認識し、使命感をもって事業所内研修の実施に努めます。

(2) あらゆる場や機会を通じた 人権教育・啓発の推進



「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」では、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであることその他の人権尊重の理念を体得させ、不当な差別その他の人権問題の解消に向けて主体的に取り組むことが出来る実践力を育むため、必要な人権教育を積極的に行うと規定しています。本市では、「伊賀市人権同和教育基本方針」を定め、その理念に沿ってさまざまな取組を進めてきました。

就学前においては、子ども・保護者の豊かな関係を育む仲間づくりの視点から、子どもにかかわるさまざまな差別の解消に向けた人権教育・人権保育の取組を進めてきました。

各保育所（園）・幼稚園では、これまでの積み重ねを基盤に、「生きる喜びと子どもの最善の利益を守る保育」「共に認め合い、共に生き、共に育ち合う保育」「子どもの生きる力を培い、子どもの持つ可能性を最大限に発揮できる保育」の実現に努めていきます。

学校教育においては、差別の現実から深く学び、これまでの同和教育の理念と成果を踏まえた人権教育を進めていきます。

小・中学校では、地域の人権課題を的確に把握するとともに「人権同和教育推進計画」を策定し、社会におけるさまざまな人権問題について体系的に学習を進めていきます。

「児童生徒が自分に自信と誇りをもてる人権教育」「さまざまな文化や多様性を認め合い、人との豊かなつながりを築く人権教育」を学校・家庭・地域が一体となって進めることにより、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない社会の実現を図る主体者を育てていきます。

社会教育においては、市民一人ひとりが人権に関する基本的な知識や考え方を習得で

きるように、さまざまな手法による効果的な学習機会の充実に努めます。近年、市内の教育現場から報告される、障がい者差別につながる発言についても、その原因は、社会の人権意識の現状が反映されているとの認識のもと、社会教育現場において家庭・学校・地域が協働し、積極的に人権教育の取組を行うことが必要です。また、人権問題に関する市民意識調査結果からは、講座や講演会等への参加が多い人は、人権意識も高いといった傾向が見えることから、多様な学習機会や内容の充実に努めるとともに、講座や講演会の開催情報を提供し、参加者の拡大を図ります。

さらに、市民一人ひとりが人権問題を考えるきっかけづくりとなるよう、また、個別の人権課題については、当事者の課題ではなく、当事者を取り巻く人々や社会の人権意識の問題であるという認識を持ち、市民一人ひとりが、人権問題を自分の問題としてとらえられるよう、あらゆる場や機会、さまざまな媒体を使って効果的な教育や啓発事業を進め、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた法律や条例の具体化と認知度の向上を図ります。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 就学前児童 に対する人 権教育の推 進	① 保育所（園）や幼稚園 における人権教育・人 権保育の推進	保育所（園）の保育方針や幼稚園の教育方針に基づき、日々の生活や保育の実践を通して、一人ひとりを認めながら自尊感情を高める取組に努めます。また、性の多様性を含め、あらゆる人権教育・人権保育の推進、集団の中で命の大切さ、お互いを思いやる心が持てるような仲間づくりを進めます。
	② 保育園児や幼稚園児の 高齢者福祉施設等への 訪問	乳幼児期から高齢者と交流することで、子どもの豊かな心と思いやりの心を育めるよう、地域の高齢者を保育所（園）・幼稚園に招いたり、高齢者福祉施設と十分に協議しながら施設への訪問を推進します。
2 学校教育に おける人権 教育の推進	① 人権同和教育の推進	児童・生徒を取り巻く生活実態に学び、教育活動全体を通して、一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばすとともに、人間尊重の精神と豊かな感性を養い、差別に対する科学的認識を育て、部落差別をはじめあらゆる差別を許さない実践的な人間の育成に努めます。
	② 道徳教育の充実	教育活動全体を通して計画的、発展的な道徳教育の指導を行います。この際、道徳科の授業をはじめとして各教科、特別活動等との密接な関連を図りながら、豊かな体験や、人間としてのあり方、生き方について考えを深める学習を通して、道徳性を養います。併せて、教職員の資質向上を図り、道徳授業の充実に努めます。
	③ 生命を尊重する教育の 推進	教育活動全体を通して、生命を尊重する豊かな心情を培い、個人の尊厳を重んじ、自分も他人も大切にしている児童・生徒の育成に努めます。また、多様な性について理解を深めるために、性に関する適切な指導を行い、相互を敬愛する精神を育みます。

施策項目	事業	事業概要
3 家庭・地域 社会におけ る人権教育 の推進	① 教室・講座の開催	文化、スポーツ等の教室を開催し、地区文化の向上をめざすとともに、地区文化祭・スポーツ大会、他地区の教室との交流会等、周辺地区との交流を行うなかで、人権意識を高めます。 公民館においては、市民の部落差別をはじめ人権問題への理解と認識を深めるため、定期的に継続して人権講演会などを実施します。 アスリートや指導者に係わる人権侵害、暴力やハラスメント等を防止するため、スポーツ活動における人権教育に取り組むため研修会を開催します。
	② 隣保館事業の推進	隣保館において、人権啓発及び広報活動、地域福祉事業、地域交流事業などを進めます。
	③ 人権問題地区別懇談会の開催	住民が人権問題を自分自身の問題として捉え、正しい理解・認識を深めることができるよう、小さな地区単位で懇談会を開催します。
	④ PTA会員研修	PTA会員が自らの人権意識の高揚のため、人権研修の充実を図るとともに、組織や会員一人ひとりが家庭や地域に対し人権尊重の大切さを発信し、学校での人権教育の成果がさらに深められるよう、PTAとの連携、支援に努めます。
	⑤ さまざまな人権課題に関する学習の促進	男女共同参画推進講座、人権講座、生涯学習講座、出前講座等において、さまざまな人権課題をテーマとして取り上げ、学習を進めます。
	⑥ 家庭教育への男性の参加促進	子育てや家事における固定的役割分担意識の解消を目指した、男性向け講座を開催します。 学校（園）においては、男性が家庭教育に参加するきっかけになるような行事や、地域でのPTA活動の内容を充実させます。
	⑦ 民生委員児童委員研修	常に住民の立場に立って必要な支援を行えるよう、民生委員児童委員連合会等を通じて、研修を実施します。また、地元地域で行われる研修会等について、広く周知し、積極的に参加を促します。
4 企業・民間 団体におけ る人権教育 の推進	① 企業への訪問啓発	従業員が一定数以上の事業所を対象に、公正採用選考及び事業所内の人権啓発の推進について、市職員が企業を訪問し、取組についての聞き取りや市の人権関連事業について啓発します。また、企業の社会的責任（CSR）への取組や、人権デュー・ディリジェンスの取組を聞き取り、企業の人権尊重の責任を注視し、啓発に取り組むとともに、企業内における自主的な人権啓発の取組ができるよう支援します。

<用語の意味>

※ **企業の社会的責任（CSR）**：企業は大規模になるほど、株主ばかりでなく、顧客、従業員、取引相手、地域住民といった利害関係者の利益を実現することが求められ、経営者は企業を社会的存在として運営していく責任を負っています。CSRは corporate social responsibilityの略。

施策項目	事業	事業概要
4 企業・民間 団体におけ る人権教育 の推進	② 人権担当者研修	企業・商店・商工関係団体における主体的な人権教育への取組を促すため、企業や商工団体などの人権担当者を対象とする研修会の情報提供を行います。
	③ 企業における雇用主研修	企業における人権問題に対する理解・認識を深めるため、雇用主を対象とした研修会の情報提供を行います。
	④ 講師の紹介、教材・資料等の支援	企業・商店・商工関係団体の従業員や職員等に対して、人権問題に対する理解・認識を深めるとともに、主体的な取組を促すため、関係部署と調整を図りながら、企業・商店・商工関係団体の研修会講師の紹介や教材・資料等の支援を行います。
	⑤ 総合評価制度について	市の入札制度の一部に総合評価落札方式を導入しており、企業・事業所における自主的な人権教育や人権啓発に配慮した取組を継続、推進されるよう努めます。
5 条例や人権 関連法律等 の普及・啓 発・教育	① 人権に関する基本的な 考え方の普及・啓発	人権に関して基本となる「差別撤廃条例」及び「人権尊重都市宣言」の理念、内容の普及・啓発を進めます。 2016(平成28)年に施行された、3つの差別解消法について、啓発を進めます。 差別解消ガイドラインについて、啓発を進めます。
	② さまざまな人権に関する 条例や憲章等の普及 ・啓発・教育	「世界人権宣言」をはじめ「児童の権利に関する条約」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」、「三重県男女共同参画推進条例」、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」、「伊賀市子ども健全育成条例」「伊賀市男女共同参画推進条例」等人権に関する条例等について、その理念や内容の普及・啓発を進めます。
6 講演会・イ ベント等の 開催	① 差別をなくす強調月間 事業の推進	毎年11月11日から12月10日を『差別をなくす強調月間』と定め、各地域において、講演会や人権パネル展等を実施します。
	② ひゅーまんフェスタ	年1回全市を対象として、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃と市民一人ひとりの豊かな人権感覚を磨くため、参加者の感性に訴える公演等を開催します。

<用語の意味>

※ **人権デュー・ディリジェンス（人権DD）**：企業が、自社・グループ会社及びサプライヤー等における人権への負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為を指します。デュー・ディリジェンス（Due Diligence）は適正な評価の手続きという意味です。

※ **総合評価落札方式**：公共工事の入札で、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（例えば、初期性能の維持、施工時の安全性や環境への影響）を総合的に評価する落札方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式のことをいいます。

施策項目	事業	事業概要
6 講演会・イベント等の開催	③ 人権問題講演会	人権問題をテーマとした講演会を、各支所や公民館、隣保館等で開催します。
	④ 男女共同参画フォーラム	伊賀市男女共同参画ネットワーク会議を中心に、女性も男性もともに参画し、いきいきと生きられる社会の実現をめざして、フォーラム「いきいき未来いが」を開催します。
7 広報活動の推進	① 広報への掲載	引き続き、広報いがの人権コラムに、時事的で身近な人権問題に関する内容について掲載し、市民の理解が深められるようにします。
	② 啓発紙の発行	市職員の人権大学修了生に向けて人権教育・啓発のリーダーとしての意識高揚と情報共有、啓発リーダー同志の結束を図る目的で、啓発誌を発行します。また、地区内においては、月に1回隣保館の情報紙（就労相談日・健康相談・各種教室の案内・人権講演会の案内など）を発行し区民の健康維持、生活支援や人権問題の解決に向けた取組などを掲載します。
	③ 男女共同参画情報紙の発行	市民ボランティアとともに、男女共同参画センター情報紙「きらきら」を発行し、市内全戸へ回覧、また、本庁・支所・地区市民センター各窓口等に設置し、啓発を行います。

市民・地域・事業者等の役割

- ・市民は、地域で開催される人権に関する講座や地区別懇談会などに使命感をもって参加します。
- ・市民・地域は、人権問題に関する講演会やフェスティバルに積極的に参加します。
- ・市民は、人権問題に関する広報紙や情報紙の記事について、家庭等で話し合います。
- ・事業者は、雇用主をはじめ人事担当者や人権担当者が、人権問題に対する理解・認識を深めるため、階層別による人権研修の実施に努めます。

(3) 人権にかかわりの深い職業従事者に対する 人権教育・啓発の推進



行政や学校教育等は、すべてにおいて人権と深いかかわりを持つことから、市職員及び教職員一人ひとりが人権に配慮した職務が遂行できるよう、職員研修や教職員研修を実施してきましたが、市職員及び教職員の部落差別をはじめとする人権施策や人権・同和教育に関する取り組みや実践に関して人権問題に関する教職員意識調査や人権・同和教育に関する伊賀市職員意識・実態調査等において課題が見られることから、人権研修機会の基礎・基本を保障する取り組みを推進します。

また、医療・福祉施設での高齢者や障がい者に対する虐待や身体拘束などの人権侵害を防止するとともに、サービス提供に際しては利用者等の人権に配慮した行動がとれるよう、人権学習や研修の働きかけや、県とも連携して実務者の資質向上のための研修の充実に努めます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 市職員に対する人権教育の推進	① 全職員対象の研修	市職員として、部落差別をはじめとするさまざまな人権問題について理解と認識をさらに深めるため、研修方針に基づき、会計年度任用職員を含む全職員を対象とした研修を実施するとともに、各所属にて職場に応じた課題を設けた職場研修を実施します。また、居住地等で開催される地区別懇談会等の地元行事へ職責意識を持って自発的な参加を促進します。
	② 職員リーダー研修	市職員として部落差別に対する意識・資質向上と啓発や指導ができる職員の育成を目的に、人権大学講座をはじめ、各種研修大会等に職員を派遣します。また、人権大学講座修了生は、職場や地域における研修に講師やファシリテーターとして参画し、修得した知識や経験を活用するとともに、修了生等による情報交換や連携の場を設け、知識や能力の研鑽を図ります。
	③ 人権保育研修	子どもの人権が尊重される保育を推進するため、保育所（園）等の保育を担当する全職員の人権保育研修を行います。
	④ 人権保育専門研修	人権保育の専門研修に積極的に参加したり、所（園）長・主任保育士・保育士を対象に担当別や課題別の研修会を実施します。
	⑤ 新任職員研修	新規採用職員研修の中に人権研修を位置づけ、あらゆる業務において人権尊重の視点に立った行政ができる職員を育成します。
	⑥ 福祉職員現任訓練	新たに福祉事務所の現業活動に携わる市職員に対して、人権尊重の視点に立ったケースワークを行うよう、研修内容に人権研修を入れて実施します。
2 教職員に対する人権教育の推進	① 学校人権同和教育部会活動	伊賀市教育研究会の部会として、学校同和教育の充実と発展のため、人権同和教育の授業交流会、教職員の研修事業を実施します。また、保護者への啓発活動に努めます。
	② 転入・新規採用教職員人権同和教育学習会	本市への転入教職員ならびに新規採用教職員を対象として、部落差別をはじめとするあらゆる人権課題や本市における人権同和教育の取組及び課題について理解・認識を深めます。

<用語の意味>

※ ケースワーク：社会福祉や医療において、精神的・社会的・身体的な問題をかかえた個人・家庭を、正常な状態に戻すため個々の事例ごとに調査・相談・指導することを行います。

施策項目	事業	事業概要
3 福祉等の関係者に対する人権教育の推進	① 介護施設・介護事業所等従事者への研修の働きかけ	介護施設・介護事業所等における、定期的なケア技術向上や高齢者虐待に関する研修の実施により、職員及びサービス従事者自らが意識を高め、実践につなげます。 また、放課後児童クラブや子育て支援センターなどの子育て支援者が人権意識を高めるための研修を実施します。
	② 障がい者施設におけるサービス従事者の研修の働きかけ	事業所間のネットワークを強化し、サービス事業者の意識や技術を高める研修やガイドラインの整備を図り、質の高いサービスの提供ができる環境を整えます。 また、障がいのある人の入所・通所施設や居宅サービス事業所等における人権に関する研修や、施設や事業所への支援やサポートにより、利用者への虐待など障がい者差別の解消や人権侵害の防止につなげます。
	③ 民生委員児童委員、社会福祉協議会、人権擁護委員等相談員に対する研修	民生委員児童委員、社会福祉協議会職員、人権擁護委員に対して、さまざまな人権課題について理解・認識を深められるよう、研修の充実を図ります。
4 医療関係者に対する人権教育の推進	① 上野総合市民病院における人権教育・啓発	院内を統括する組織として上野総合市民病院同和問題啓発推進委員会を充実させ、人権の視点に立って業務を進めるために、全職員を対象とした研修の充実に努めます。また、接遇委員会による患者に対するきめ細かな接遇を病院全体で取り組みます。
	② 医療機関等従事者の人権教育・啓発	医療機関における医師、看護師、保健師等従事者が患者の人権をはじめ障がい者、高齢者等さまざまな人権課題について理解・認識を深められるよう、医師会等関係団体などに研修の充実を働きかけます。
5 企業人事・人権担当者に対する人権教育の推進	① 公正採用選考人権啓発推進員の設置促進	就職の機会均等を確保するため、公正採用選考人権啓発推進員の設置促進を図るとともに、企業における適正な採用選考システムの確立のための必要な知識、理解・認識を深めるよう、ハローワークや県とともに啓発及び教育の支援を行います。

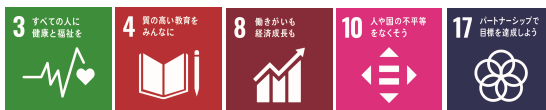
市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、学校における人権同和教育活動に対し理解を深めます。
- ・ 事業者は、適性・能力による採用を確保するため、事業所内に公正採用選考人権啓発推進員を設置するよう努めます。

<用語の意味>

※ **公正採用選考人権啓発推進員**：一定規模以上（国では従業員 100 人以上。100 人未満でも雇用が十分期待される場合。三重県では 30 人以上。）の事業所に設置を求めているもので、推進員は差別のない、適正な採用選考システムを確立するため、「採用選考に関して相当の権限を有する者」から選任され、採否決定に至るまでの作業を点検するとともに、事業所内の人権啓発を推進します。

(4) 指導者の養成



市民がさまざまな人権問題に対する理解・認識を深め、自分の問題としてとらえ、解決に向けて実践できる力をつけられるよう、保育所（園）や幼稚園、学校、家庭、地域、職場、行政など、あらゆる機会と場を通じて学習を進めることが重要です。

そのためには、人権問題に関する認識と実践力を身につけた熱意ある指導者の養成が重要です。市職員や教職員をはじめ保護者、地域団体、福祉施設、企業等において人権教育の推進者となる指導者を養成するため、各種研修会の充実を図ります。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 行政関係職員における人権教育リーダーの育成	① 各種講座等への派遣	関係機関等が主催する各種講座等に市職員を派遣し、職場や地域での人権教育の中心的な役割を担う人材の育成を図ります。
	② 職員研修	伊賀市職員人権・同和問題研修方針に基づき、全職員を対象とした研修、職場研修及び派遣研修といった取組により、人権教育・人権啓発リーダーの役割を担える職員の育成を目指します。
2 保育・教育の場における人権教育リーダーの育成	① 人権教育推進委員会代表者研修	伊賀市学校人権同和教育部会として、人権同和教育推進委員研修会を実施します。
	② 人権教育推進管理職研修	小中学校の管理職の人権同和教育についての理解・認識を深め、管理職を中心とした校内の人権同和教育推進体制の確立をめざします。
	③ 人権保育推進管理職等研修	保育所（園）の管理職、主任保育士及び家庭支援保育士の人権保育についての理解・認識を深めるため、研修体制の充実を図り、人権教育のリーダーの育成を図ります。
3 地域における人権・教育リーダーの育成	① 人権・解放講座	人権・解放講座を通して、広く人権に対する知識と理解・認識を深め、率先して反差別に取り組むことができる実践力を養い、養成されたリーダーが核となって、地域や職場の人権教育を推進します。
	② 社会同和教育指導者の育成	社会同和教育上の相談や直接指導できる人材の育成、また団体の育成、関係教育機関との連絡調整を図ることができる指導者を育成します。
	③ 人権問題を考える中学生友の会・高校生友の会	中学生や高校生に、自分の暮らしを見つめ語り合うことを通して、差別を見抜き、差別を許さない、差別に立ち向かう力をつけ、さらに地区青年が人権問題について共に考え合い地区外生徒に情報発信を行うためリーダーとしての資質を養います。

施策項目	事業	事業概要
4 企業・民間 団体等にお ける人権教 育リーダー の養成	① 企業・商工関係団体研 修担当者に対する研修	企業・商店・商工関係団体における主体的な人権教育への取組を促し、人権意識の高揚を図るため、企業や商工団体などの人権担当者を対象とする研修会の情報提供を行います。
	② 社会福祉法人研修担当 者に対する啓発	福祉施設等における人権教育への取組を促し、人権意識の高揚を図るため、社会福祉法人などの研修担当者を対象とする研修会の情報提供を行います。
5 講座修了生 の活用	① 人権に関する講座を修 了した人材を活用した 学習会や研修会の開催	住民、企業、NPO等の団体が人権の視点に立った活動を進めるため、人権に関する講座を修了した人材に、引き続き新たな学ぶ機会や学んだことを生かすことができる場を提案するような取組を行い、地域における研修会や人権学習会が広く実施されるような取組を進めます。
	② ネットワーク体制づく りの推進	三重県人権大学講座や部落解放・人権大学講座を修了した市職員について、情報交換や連携の場を設けるなどネットワーク化することにより、職場や地域での人権教育を担う人材として活用する体制づくりを進めます。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、率先して差別をなくすよう取り組む地域リーダーに協力します。
- ・ 事業者は、人権教育に主体的に取り組むリーダーを養成するため、市が提供する研修会に関する情報を積極的に活用します。

施策分野 2 人権擁護と救済のための施策

(1) 人権侵害の発見や防止体制の確立



人権侵害には、差別発言をはじめインターネットへの書き込み、配偶者や恋人等からの暴力[DV(ドメスティック・バイオレンス)]、さまざまなハラスメント、高齢者や児童、障がい者に対する虐待などさまざまなものがあります。これまで家庭の中のこととして、かわりを避ける風潮がありましたが、心身に深い傷を負わせるこれらの行為は、基本的人権の侵害であり、行政と地域が一体となって、社会から根絶する必要があります。被害件数は少なくとも、命に及ぶような人権侵害が存在し、周りに見えにくくなっている分、被害も深刻なものとなります。その上、人権問題に関する市民意識調査の結果から、誰にも相談できていない傾向があり、特に行政への相談の割合が極めて少ないことが見て取れるため、被害者が相談しやすい環境を整える必要があります。

そのため、市職員をはじめ誰もが人権侵害を見過ごさない意識を高めるとともに、相談があれば解決が図れる関係部署に適切につなぐことで、人権侵害の早期発見・防止体制の確立に努めます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 児童虐待の 早期発見・ 防止	① 児童虐待防止の啓発	児童への虐待問題に対する意識を高め、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、通告の義務があることなどの周知を図ります。
	② 伊賀市要保護児童及び DV対策地域協議会の 開催	児童虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)が発生した際、早期に発見・対応できるよう、伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会を開催するとともに、関係機関との連携を強化し、児童虐待やDVの発生の防止を図ります。
2 障がい者虐 待の早期発 見・防止	① 障がい者虐待防止の啓 発	障がい者への虐待問題に対する意識を高め、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、通告の義務があることなどの周知を図ります。
	② 障がい者虐待の早期発 見と支援体制の整備	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、養護者、障がい者福祉施設従事者、使用者（事業主）などによる障がい者への虐待を予防するための支援体制を整備し、あわせて発見者の通報を受け適切な対応につなげるしくみをつくります。

施策項目	事業	事業概要
3 高齢者虐待 の早期発見・防止	① 高齢者虐待防止の啓発	高齢者への虐待問題に対する意識を高め、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、通報の義務があることを認識できるよう、高齢者の虐待の防止や養護者に対する支援等について周知を図ります。
	② 高齢者虐待防止ネットワークの形成	高齢者の尊厳保持の観点から、関係機関の連携による高齢者虐待防止ネットワークを形成し、虐待の被害を受けている高齢者について円滑な解決を図れるような体制を整備します。また、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な相談・支援を実施します。
	③ 総合相談	虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐために、近隣住民をはじめ、地域の民生委員児童委員や住民自治協議会、自治会等の地域組織の協力を得るとともに、地域包括支援センター等相談窓口での対応の充実を図ります。
4 暴力を許さない社会の意識啓発	① 女性に対する暴力の社会的認識の浸透	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力が人権侵害であることや暴力が起こる社会的背景についての理解・認識を深めるため、法的知識の浸透をはじめ講座等の開催やパンフレットなどの配布により啓発を進めます。
	② 性犯罪、売買春、ストーカー行為等についての啓発	性犯罪等の女性に対する暴力の実態や問題点について、啓発を進めます。
	③ さまざまなハラスメント防止研修	さまざまなハラスメントに対する認識を深め、防止するための研修を充実させるとともに、対応体制を強化します。
	④ さまざまなハラスメント対応体制の確立	職場におけるさまざまなハラスメントを防止するため、相談窓口の周知や対応担当者・管理職への研修の情報提供を行い、対応体制の確立を支援します。
5 人権侵害の発見・防止・対応	① 人権パトロール	公共施設や不特定多数の人が利用する施設において、差別落書きによる個人や被差別部落への人権侵害が起こらないように、関係部署がそれぞれの関係機関・団体等との連携による監視を行い、早期発見・未然防止に努めます。
	② 戸籍等の不正取得の防止	市が保有する個人情報の自己コントロール権を尊重するとともに、登録型本人通知制度を市民へ普及し、身元調査につながる不正取得の防止に努めます。
	③ 差別事件への対応	差別事件・事象を発見したり、通報を受けたときには、まず現場及び発生状況を調査・確認し、事件の拡大を防ぐとともに、必要に応じて関係機関会議をもち今後の対応策を検討します。また、庁内においては人権侵害対策本部要綱に基づき、必要に応じて対策会議、本部会議を招集し、迅速かつ的確な対応に努めます。

施策項目	事業	事業概要
5 人権侵害の 発見・防 止・対応	④ ホームページの運用	居ながらにして行政情報を得ることができるよう、ホームページでは多くの情報を提供するとともに、最新の情報を提供できるよう各所属で随時更新に努めます。 また、高齢者、障がい者や外国人住民を含めたあらゆる人が情報にアクセスしやすいように、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページを運用します。また、研修会で各課にウェブアクセシビリティについて周知します。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、率先して差別をなくすよう取り組む地域リーダーに協力します。
- ・ 事業者は、人権教育に主体的に取り組むリーダーを養成するため、市が提供する研修会に関する情報を積極的に活用します。

(2) 人権相談や人権侵害報告から人権課題別の差別解消ガイドラインの作成



第2次伊賀市人権施策総合計画期間の最終年度にあたる2016(平成28)年に、3つの差別解消の推進に関する法律が施行され6年以上が経過しましたが、いまだに「人権課題ごとに、どの内容の発言や態度が、差別に該当するのか。」という部分が、社会意識の中で明確になっていない状態です。

伊賀市では合併と同時に、「差別撤廃条例」を制定しましたが、市の条例が「なくすべき」と定めている差別とはどのような行為であるのかを明らかにしていく必要があります。人権相談や人権侵害報告並びに、対応・支援等の事例を積み上げていく中で、「差別」とであると判断できる、差別解消ガイドラインの作成に向けた取組に着手します。それぞれの人権課題の中で、伊賀市内で事例が無い場合も考えられますが、公表されている国・地方自治体の取組の情報や、司法判断などを具体的事例として収集し、参考にしながら取り組みます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 差別解消ガイドラインの作成	① 差別事例の収集・整理	「差別撤廃条例」第7条に基づき、「差別事例の収集」に取組ます。市内で発生した人権侵害報告に限らず、市外のさまざまな人権侵害における事例を収集し・人権課題別に整理します。

施策項目	事業	事業概要
1 差別解消ガイドラインの作成	② 「差別事例収集・差別解消ガイドライン作成検討会議（仮称）」の設置	「差別事例」を人権課題別に分け、人権課題ごとに、有識者、当事者（関係団体）、行政、市民、企業・団体などの参加により、検討会議（テーブル）を設置し、なくすべき差別についての学習・検討を行い、差別解消に向けた「差別解消ガイドライン」を作成します。
	③ 「差別解消ガイドライン」の情報提供	「差別解消ガイドライン」を周知し、人権学習会や研修会、人権同和教育に活かす中で、差別や人権侵害の発生防止に繋がります。

市民・地域・事業者等の役割

- ・人権課題別の「差別解消ガイドライン」により、具体的に差別となる言動や態度が明確になり、市民や地域や事業所は、差別をなくす取組の参考とします。

(3) 人権相談体制の充実と人権救済・支援体制の構築



国は、人権擁護のための取組として、各地方方法務局で人権相談所を設けるとともに、全国で人権相談や啓発活動など人権擁護の活動をする人権擁護委員を委嘱しています。

県は、人権に関するさまざまな相談に対応するため、三重県人権センター等をはじめとして児童相談所や女性相談所など各種の相談機関に、窓口を設けています。本市においても、人権担当部署や隣保館をはじめとして、それぞれの担当課において、さまざまな人権侵害に対する人権相談窓口を設置しています。しかし、いまだに相談にも行けない人がいるという現状があります。

そのため、相談をためらいがちな人でも、気軽に相談できる環境を整備するとともに、相談者の立場に立って、より利用しやすく、相談者のニーズに応えられるよう、女性、高齢者、障がい者、子ども、ハンセン病回復者やその家族、外国人住民など、伊賀市においてこれまで相談業務を担ってきた既存の相談窓口と、各支所や隣保館等の身近な相談窓口の現状と課題を整理するとともに、法務局・人権擁護委員など国、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」など県の人権行政との包括的・重層的・伴走的な人権相談体制の整備にむけて、①人権相談基本方針を策定し、②策定した方針に基づき人権相談の手引書を作成します。③隣保館職員を含む市職員をはじめ地域相談員など人権相談担当者の育成を行います。また、差別相談窓口の市民への周知を図ります。

また、相談機関相互の情報共有や相談員の資質向上等のため、県や近隣自治体との連携強化を進めます。さらに、近年NPOなど民間の団体等においても各種相談窓口を開設しており、これらの団体なども含めたネットワーク化を図る必要があります。

人権に関する相談は、相談者の状況により多種多様であり、また、救済・保護を必要

とする人の状況もさまざまです。複雑なケースも多く、効果的な人権擁護や救済・保護施策を講じていくためには、それぞれのケースに応じた適切な部署や機関に取次ぎを行うことも必要であることから、行政窓口と専門相談機関や保護機関、NPO等との連携・協働体制づくりを進めます。その上で、市民の人権相談や差別事象については身近な相談窓口を持ち込んでいただき、身近な相談窓口で解決が可能であればそこで解決をめざします。しかし、そこで解決に至らない人権相談や差別事象は、人権担当部局を中心に庁内担当各課の既存の相談員との情報共有や連携をする中で、被差別当事者の思いに寄り添い、解決を目指します。また、伊賀市単独では解決に至らない人権相談や差別事象に対応するため、人権擁護委員や三重県などの関係機関と有機的に連携するなど、伊賀市でできる「人権相談や人権救済・支援体制の構築」を進めます。

また、差別解消ガイドラインの作成や、人権相談・人権救済支援体制の構築の際に、市単独では実現に向けての人材やノウハウが不足する場合も想定されます。人権課題別に、庁内各担当課と連携するとともに「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき三重県と人権相談の有機的な連携を図ります。また、国や県の担当部署や窓口に対して差別解消・人権救済支援に必要な要望や働きかけを行います。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 人権相談の推進	① 人権相談	市民が利用しやすいよう、支所単位で、人権擁護委員による人権に関わる相談窓口を開設し、人権相談を実施します。
	② 人権相談基本方針の策定	人権侵害や差別被害に関する相談事業について、人権相談基本方針の策定を進めます。また、策定した方針に基づき、人権相談の手引書の整備を進めます。
	③ 人権相談員の育成	人権相談基本方針に基づき、隣保館における人権相談をはじめ、人権相談に関わる職員の育成を図ります。
2 女性の人権相談の推進	① 女性法律相談	女性弁護士による女性法律相談を予約制で実施します。
	② 女性に対する暴力等の相談・支援	女性に対する暴力などの人権侵害に対応するため、女性相談の充実を図り、関係機関及び民間団体と連携して、迅速かつ的確に対応します。
	③ 男女共同参画センター、女性相談所との連携	女性の人権を守るため、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者や母子世帯等、さまざまな困難を抱える女性に対して、県の男女共同参画センターや女性相談所との連携を強化し、きめ細かな相談に応じるとともに、要保護女性の保護や自立に向けた支援を行います。

施策項目	事業	事業概要
3 子どもの人権相談の推進	① いじめ・不登校等対策の推進	いじめや不登校などの問題に対応するため、学校での教育相談体制の充実に努めます。そのために、教職員の研修や、スクールカウンセラー等の専門家の配置を進めます。また、不登校の子どもについては、伊賀市教育研究センターふれあい教室と連携した対応を進めます。
	② 子どもの人権110番の普及	いじめや非行問題等、少年や保護者が気軽に相談できるよう、フリーダイヤルの「子どもの人権110番」について普及します。
	③ 児童相談所等との連携	専門的な相談への対応の質の向上を図るため、児童相談所等関係機関との連携を強化します。
	④ いじめ問題対策連絡協議会の充実	「いじめ防止対策推進法」に基づく、伊賀市いじめ問題対策連絡協議会及び「伊賀市いじめ問題専門委員会条例」に基づく、いじめの防止・早期発見・措置について、組織的対応・連携、報告等を、適切に行います。
	⑤ いじめに関する重大事態発生時の対応	「伊賀市いじめ問題調査委員会条例」に基づき、再調査を行います。
4 障がい者の人権相談の推進	① 障がい者の相談・支援	障がい者に対し、総合的な日常生活相談や福祉サービスの調整、就労支援、地域移行に必要な指導や援助を行うなど相談体制の充実に努めます。
	② 障がい者相談員等との連携	障がい者及び家族からの相談に対し、身体・知的・精神の各障がい者相談員と連携し、地域活動の推進や地域生活の支援、障がい者に関する援護思想の普及に努めます。
5 人権相談ネットワークの構築	① 地域人権相談ネットワークの組織化	複雑・多様化する人権相談に対して、迅速かつ的確に対応するため、関係課や関係機関、団体等との連携による地域人権相談ネットワークの組織化を図ります。
	② 県専門機関、民間の相談・保護機関等との連携	複雑・多様化する人権問題に対応するため、地域人権相談ネットワークを通して相談機能の充実に努めます。
6 権利擁護の推進	① 高齢者等の権利擁護制度の普及	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な人を保護するため、権利侵害についての正しい理解や権利擁護の制度に関する普及啓発、きめ細かな情報提供や相談等を実施します。また、福祉後見サポートセンターの活用による成年後見制度利用並びに福祉サービスの利用、日常的な金銭管理などを援助する日常生活自立支援事業の周知を図ります。入院や施設入所等の際には、保証人がいないために利用が困難となるなどの問題を解決するため、保証機能に関する支援事業の構築に取り組みます。

施策項目	事業	事業概要
6 権利擁護の 推進	② 権利擁護対策の充実	高齢者や知的障がい者、精神障がい者などに対するさまざまな権利侵害を未然に防ぐとともに、地域で安心していきいきとした生活を送ることができるよう、暮らし、福祉などに関するさまざまな相談に対応し、併せて、関係機関や民間団体等の協力を得て支援を行います。
7 支援の充実	① 適応指導教室	伊賀市教育研究センターふれあい教室において、不登校児童・生徒及びその保護者との教育相談活動を実施し、通級児童生徒に対して適応指導活動を行います。また、不登校児童生徒の実態把握に努めます。
	② 児童一時保護	緊急保護や行動観察、短期入所指導等を行うため、相談や通告のあった児童について、児童相談所等関係機関と連携し、一時保護等の対応を行います。
	③ 女性の暴力等被害に対する支援	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、女性に対する暴力などの人権侵害に対応するため、関係機関及び民間団体と連携を図り、DV防止について共通認識を持ち、迅速かつ適切に対応します。
	④ 被虐待者(母子)保護の徹底	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫等からの暴力により緊急かつ一時的に保護が必要となった場合、児童相談所や女性相談所と連携しながら被虐待者の安全を確保します。
8 個人情報の 保護	① 個人情報の適正な取扱い	住民に関するさまざまなデータについては、重要な個人情報が含まれるため、市職員に対する個人情報保護意識の徹底・強化を図ります。また、情報セキュリティポリシー [※] による行政情報漏洩防止のシステムについて、適正な運用を図ります。
9 救済制度の 充実	① 人権侵害救済制度の確立	人権侵害を受けた人に対する救済措置のための制度を確立するため、国に対し、人権侵害救済法（仮称）の制定について、あらゆる機会を通じて要望します。
	② 市独自の人権相談・人権救済体制の構築	差別や人権侵害について、身近な相談環境の整備のために既存の相談窓口と、市民んに身近な相談窓口の現状と課題を整理します。また、庁内各課と連携したケースや事例の共有を行い、迅速・適切な対応を図るといった、人権相談や人権救済・支援体制の構築を進めます。

<用語の意味>

※ **認知症高齢者**：高齢期における脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のことをいいます。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」などがあります。2004(平成16)年の「痴呆」の呼称変更により、「痴呆性高齢者」にかわって、「認知症高齢者」の名称になっています。

<用語の意味>

- ※ **伊賀地域福祉後見サポートセンター**：成年後見制度の利用促進を図るため、「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を設置し、制度利用の相談や家庭裁判所への申立て手続きの説明、また、成年後見人になり得る市民後見人の養成・活用等を行っています。2019（令和元）年8月からは、伊賀地域福祉後見サポートセンターを中核機関として位置付け、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の充実を図っています
- ※ **成年後見制度**：認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守ります。
- ※ **日常生活自立支援事業**：認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理等を行う県社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業です。
- ※ **情報セキュリティポリシー**：伊賀市の情報セキュリティに関し、包括的な対策を図ることにより、市が保有する情報資産を適切に保護することを目的に、市として何をしなければならないのかという明確な方針を文書化したものです。

施策分野 3 人権が尊重されるまちづくりのための施策



(1) 多様な主体との協働の推進

本市がめざす「お互いを尊重し、だれもが輝く人権文化都市」の実現に向けて、あらゆる人権課題の解消に取り組んでいくため、市民や地域団体、NPO、企業等との相互の連携体制を築き、さまざまな参加や参画を得て、人権施策を効果的・効率的に進めます。

また、人権施策の推進に向けて、国や県などの行政機関をはじめ、医療機関、福祉施設など人権にかかわりの深い施設等との連携を図ります。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 人権教育の推進	① 人権同和教育推進連絡協議会	中学校校区内の保育所（園）、幼稚園、小・中学校、隣保館の職員、運動団体、草の根推進会議の代表者等が連携し、連絡協議会を作り、一体となって人権同和教育の研究、推進を行います。
	② 人権教育推進のための拠点づくり	人権教育推進のために教育集会所を拠点とし、人権教育啓発活動や人権についての相談を行い、差別を許さない住民連帯や行動力・実践力を養います。
	③ 各種団体等との協働	さまざまな人権課題に関する教育を進めるため、人権関係のNPOや団体に関する情報を収集し、連携を行います。
	④ 当事者参加の促進	さまざまな人権課題に対して的確な人権教育を行えるよう、高齢者や障がい者等当事者による教育の企画・実施を促進します。
	⑤ 市民交流の推進	世代間交流をはじめ障がい者、外国人などとの交流を通じて人権意識が高揚されるよう、手法について研究するとともに、多様な交流を促進します。
	⑥ 人権同和教育研究協議会組織との連携	部落差別の早期解決をめざし、関係団体・機関相互の連絡調整を図りながら、人権同和教育の充実と発展のために取り組んでいる組織との連携を行います。
	⑦ 部落解放団体との連携	国民的課題としての部落解放をめざす団体との連携を行います。
	⑧ あらゆる被差別当事者との連携	人権問題の解決に向け、伊賀市と被差別当事者（団体）との懇談会を毎年開催し、市に意見や要望を述べる機会を保障します。市は当事者の声を直接聞き、当事者は意見や要望を伝える機会となり、迅速で適切な対応が実現可能となるほか、職員の人権意識を高める機会ともなり、懇談会として実施します。

施策項目	事業	事業概要
2 人権啓発の 推進	① 人権講演会等開催支援	各支所における人権問題の解決を図るため、住民自治協議会や自治会等の組織団体が主催する人権講演会等を支援します。
	② 人権学習企業等連絡会の運営支援	伊賀市人権学習企業等連絡会の運営を支援し、企業等連絡会においてあらゆる差別解消に向けての人権研修会・講演会を開催するなど、自主的な活動により、効果的な人権学習ができるよう支援します。
	③ 各種団体との協働	さまざまな人権課題に関する意識を高めるため、人権関係のNPOや団体との連携を行い、啓発を進めます。
	④ 当事者参加の促進	さまざまな人権課題に対する人権啓発を行えるよう、高齢者や障がい者等当事者による啓発を促進します。
3 人権擁護の 推進	① 関係機関、福祉・医療施設等との連携	児童や高齢者、障がい者の虐待等の人権侵害を防止するため、関係機関や福祉・医療施設等との連携を強化し、発見・対応の充実に努めます。
4 学校、家庭 と地域等との 連携	① 子育て支援活動の推進	子どもたちが地域で安心して遊んだり活動したりできるよう、また、子どもや子育てを地域で見守り支援する地域づくりを進めるため、子育て支援団体や住民組織の活動を支援します。
5 地域福祉の 推進	① 地域福祉活動の場と地域支援を行う人の充実	公的な制度では対応できない日常生活上の多様なニーズがある中で、地域の生活課題やニーズを把握・共有し、地域の生活課題の解決に向けた検討を行う場となる「地域福祉ネットワーク会議」の立ち上げや運営支援を、地域支援を専門的に行う地域福祉コーディネーターが戦略的にすすめます。
	② 地域づくりにつながる人づくり	地域福祉活動の実践から福祉について学ぶ環境づくりをすすめます。
	③ 人づくりにつながる地域づくり	地域の資源を活かし、課題解決に向けた取組を支援します。課題解決に向けた取組の推進にあたり、ふくしの視点をプラスすることで、新たな価値観を創出し、地域コミュニティの活性化をめざします。
6 防災・防犯 対策の推進	① 地域での見守り活動の推進	子どもや高齢者等を犯罪から守るため、警察と連携して防犯講習会や犯罪に関する情報提供を行い、地域住民の自主的な防犯行動の促進や防犯意識の高揚を図ります。また、PTA等の学校関係者、住民自治協議会、自治会、自主防犯組織、民生委員児童委員協議会等が主体的に行う自主防犯青色回転灯パトロール等により、登下校時の巡回パトロールを促進し、地域での見守り活動を推進します。
	② 自主防災組織の活動促進	災害時の共助としての初期消火活動や救助活動及び避難誘導を目的とする自主防災組織の設立及び育成を支援・促進します。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民は、地域で子どもを見守り、子育てを支援する地域づくりを進めます。
- ・ 市民は、地域でのさまざまな福祉学習の機会に積極的に参加し、福祉意識を高めます。
- ・ 市民や地域は、市や関係機関が提供する防犯についての情報により、防犯意識を高めます。
- ・ 市民や地域は、自主防災組織を設立し、災害時の初期消火活動や避難誘導・救助活動などに努めます。

(2) ユニバーサルデザインの理念の普及と 市民参加の推進



今日の社会は、少子高齢化、情報化、国際化といった社会・経済状況を背景に、多様な個性や価値観を持つ人がともに暮らす社会であるとも言われています。このような社会においては、これまで以上に一人ひとりの個性や価値観が尊重されなければなりません。

ユニバーサルデザインの理念とは、こうした一人ひとりの個性や価値観がより一層尊重された成熟した社会を実現することであり、人権が尊重されるまちづくりそのものです。日常生活のさまざまな場面で、多様な人びとの存在を理解し、「すべての人が暮らしやすい環境づくり」のために、さまざまな主体が連携・協働し、人権文化を育むことが必要です。

そのため、ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ場や機会をつくり、だれにでも分かりやすい情報を保障するとともに、だれもがバリアを感じることなく日常生活が送れるよう、また社会活動に参加できるよう推進します。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 学習機会の確保	① 学習会、講座の開催	ユニバーサルデザインの理念を学ぶ学習会や講座を開催し、広く市民にその理念を普及します。
	② 学校・地域における教育・啓発の推進	学校における取組として、多様な人たちの存在、文化や価値観の違いを認め合い、相手の立場になって考えることのできる共感性を育みます。また、ユニバーサルデザインの啓発や情報提供を進めるため、各地域での人権学習の取組において、その定着を図るとともに地域リーダーの育成に努めます。
2 情報の保障	① 誰にでもわかりやすい情報の保障	公共施設等の案内表示については、大きな文字、絵表示、点字や音声などを取り入れます。また、わかりやすい文書の作成や広報活動に努めます。
	② 手話通訳、要約筆記等の配置	講演会等を開催する際には、手話通訳や要約筆記・ヒアリングループを配置します。

施策項目	事業	事業概要
3 さまざまな活動への参加・参画の推進	① 市民参加の推進	ユニバーサルデザインのまちづくりについて、市民からの意見や提案を尊重します。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、ユニバーサルデザインに関する学習会や講座に積極的に参加し、その理念の理解・認識を深めます。
- ・ 市民や地域は、多様な人たちの存在、文化や価値観の違いを認め合い、相手の立場になって考えます。
- ・ 市民や地域は、ユニバーサルデザインのまちづくりについて、意見や提案を提示します。

(3) 社会参画の機会の確保と誰もが 幸せに暮らし続けるためへの支援



人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がいの有無、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることなど人びとが持つさまざまな特性や違いを超えて多様な価値観を認め合い、だれもが就労をはじめさまざまな場での社会参加や参画ができ、いきいきと暮らし、自己実現が図れるよう、公平な雇用や教育・学習等の機会の確保に努めます。

また、すべての市民が、生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことができるように、住み慣れた地域の中で、安心して生活が送れるようにすることは、基本的人権の尊重につながります。そのため、生涯を通じた健康づくりを進めるとともに、健康や福祉関連の情報が入手しやすいように、また、生活上のさまざまな相談が気軽にできるように、あるいは専門的な相談にも対応できるように、情報提供や相談体制の充実に努めます。

さらに、尊厳を持って住み慣れた地域で暮らすことができるように、福祉サービスの充実に努めます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 雇用・就労機会の確保	① 起業支援	起業に関する法律・制度の情報提供、融資制度の活用支援等を進めます。また、経営に関する知識や営業力、組織運営のノウハウを身につける機会の提供に努めます。

施策項目	事業	事業概要
1 雇用・就労 機会の確保	② 若年者職業相談	若年者の就職相談等を行うとともに、いが若者サポートステーションとも連携し、働くことについて様々な悩みを抱えている若年者の希望に応じて、就職活動の支援をします。
	③ シルバー人材センター による高齢者就職相談	シルバー人材センターによる高齢者就職相談を行います。
	④ ハローワーク求人情報 の提供	ハローワーク求人情報紙の閲覧紹介を行います。
2 市政への参 画	① 子どもの市政への関心 の喚起	子どもが市政に対する関心をもてるように、日常生活の中で身近な公共施設の見学を実施します。
	② 委員会等への当事者の 参画促進	計画策定のための委員会等へ、高齢者や女性、障がい者等当事者の参画を進めます。
3 健康づくり の推進	① 自主的な健康づくり活 動への支援	市民の生涯にわたる健康づくりを進めるため、市民、地域団体の健康づくり活動に支援を行います。
	② 地域支援事業の推進	一人ひとりの生きがいや、自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。また、その目的を達成するために、介護予防ケアマネジメント業務により、個々の対象者の心身の状況や環境に応じて、対象者の選択に基づき、個別の介護予防ケアプランを作成し、そのプランに基づき適切な事業を包括的かつ効率的に実施します。
	③ 健康相談	市保健師による健康相談及び血圧・体脂肪測定と健康体操等により、健康の保持増進に努めます。
4 健康・福祉 関連情報の 提供	① 各種福祉サービスや制 度等の周知	生活に困窮している人に対しては、各種福祉サービスや制度等の周知を図り、生活安定への支援を行います。
	② 健康・福祉サービスの 情報提供	誰もが良好な健康状態を保ちいきいきと暮らすことができるよう、健康福祉サービスの情報を提供するとともに、情報交換の場を作り、誰もが参加し情報共有しやすい体制を作ります。
	③ 福祉サービス情報や相 談窓口についてのガイ ドブックやパンフレッ トの作成	福祉サービス情報及び相談窓口についてのガイドブックや一覧表（パンフレット）を作成し周知を図るとともに、広報紙・ホームページなどを活用したサービスの情報提供を推進します。

施策項目	事業	事業概要
5 相談体制の 充実	① 福祉総合相談体制の強化	複合化している生活課題、認知症、虐待などに関する相談に対応できる、分野を問わない福祉の総合相談体制を運営します。
	② 母子・父子自立支援員の活動の充実	ひとり親家庭に対する総合的な相談窓口として機能するよう、母子・父子自立支援員の活動を活発化し、適切な助言及び情報提供を行います。
6 福祉サービスの充実	① 子育て支援サービスの充実	子育て家庭が安心して子どもを預けられるよう、一時的な預かりサービスを充実するとともに、ファミリー・サポート・センター等の互助活動を推進します。
	② ひとり親家庭の生活の安定と経済的支援	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、関係機関との連携を図り、生活全般について情報提供や自立に必要な支援を行うとともに、経済的、社会的自立を促進するため、就業についての相談や貸付・給付金活用の相談を行います。
	③ 里親制度の普及・啓発	家庭で養育できない事情のある子どもが健やかに成長できるよう、里親制度について児童相談所と連携し、普及・啓発を図ります。
	④ 放課後児童クラブの設置	昼間保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るため、学校等を活用した放課後児童クラブの設置を促進します。

市民・地域・事業者等の役割

- ・市民や地域は、健康に対し関心を高め、健康づくりの重要性を理解します。
- ・市民と地域は、活動的で生きがいのある生活を送るため、市が提供する健康福祉サービスに関する情報を共有します。

<用語の意味>

※ **母子・父子自立支援員**：母子および父子ならびに寡婦家庭の福祉に関して実情を把握し、それぞれの家庭の生活安定や向上に必要な相談や支援を行う人を行い、福祉事務所の管轄で、ひとり親家庭等のさまざまな問題、親の就職、子どもの教育、母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付などに対しての相談・支援を行います。

※ **ファミリー・サポート・センター**：援助を受けたい人と援助を行おうとする人がともに会員となり、仕事と育児を両立できる環境や地域の中で子育てを支援する体制を整備することにより、労働者の福祉の増進及びその児童の福祉の向上を図ることを目的とする機関です。

(4) だれもが住みよい まちづくりの推進



だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、また、だれもが分け隔てされことなく、あたりまえに生活できるインクルーシブな社会を実現するため、まちづくりにおいて安全性や快適性を確保する必要があります。

そのため、安全で快適な住居の確保に努めるとともに、新設の施設や歩行空間、公園等について「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」を遵守するように促し、ユニバーサルデザインの理念に基づいた公共空間づくりを進めます。

また、障がい者や高齢者、外国人の緊急時の対応や災害時の避難等に困ることがないよう、関係機関や地域住民・団体等と協力し、防犯や防災体制の確立に努めます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 利用しやすい施設・生活環境の整備	① ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、公共的施設の整備基準等について、事業者等への周知を図り、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。
	② 市道の維持・管理	安全で快適な市内の生活道路の構築を目的に、市道の維持・管理を行うため、道路維持工事、舗装補修工事、側溝補修工事等を進めます。
	③ 道路の新設等整備	未整備な道路を改良により利便性を高め、地域間の交流を目的に、道路新設改良、舗装改修を進めます。
	④ 公共施設の改善	だれもが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化を進めます。
	⑤ 教育施設のユニバーサルデザイン化、耐震化	障がいのある児童・生徒も、障がいのないの児童・生徒と同じ学校で学習することができるよう、教育施設等において施設のバリアフリー化を図ります。また教育施設は災害時等の地域住民の避難場所となることから、耐震化はもちろん高齢者等だれもが使用するのに不便を感じない、ユニバーサルデザインの施設をめざします。
	⑥ ひとり親家庭等の公営住宅入居への優先資格制度の実施	ひとり親家庭等が安心して子育てと就労の両立ができるよう、公営住宅の入居への優先資格制度など、子育てや生活面での支援体制の整備に努めます。
	⑦ 市営住宅の改善事業の推進	市営住宅大規模改修工事を行うことで住環境の向上と住宅の長寿命化を図ります。老朽化した市営住宅の小規模修繕を行います。

施策項目	事業	事業概要
1 利用しやすい施設・生活環境の整備	⑧ 下水道の整備、農業集落排水事業の推進	安全で快適な生活環境の確保を図るため、公共下水道事業、農業集落排水事業等の生活排水処理施設をそれぞれの地域特性に対応した整備手法により、地域への推進を行い、計画的に整備を進めます。
	⑨ 交通の利便性や安全性の確保	高齢者等の交通需要に対応する地域交通システムを構築するとともに、快適で安全に移動できるように、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、公共交通施設のバリアフリー化を推進します。また、信号機の設置や横断歩道等交通規制について、地域からの要望を受けて警察署(公安委員会)に対し要望を進達します。
	⑩ 放置自転車等の撤去	自転車等放置禁止区域に放置された自転車等の移動を行い、障がい者、高齢者、児童等の通行を妨げる障害物を除きます。
	⑪ 緊急通報体制の整備	在宅のひとり暮らし高齢者等の世帯に緊急通報システムを設置し、地域で安心して暮らせるよう支援します。
2 自然環境の保全や自然との共生のまちづくり	① 自然保護意識の啓発	学校教育や社会教育などあらゆる機会を通じて、自然環境を守り、将来へと引き継ぐことの重要性を啓発し、自然保護に対する市民意識の高揚を図ります。
	② 環境セミナーの開催	環境問題を身近に感じ、広く市民に環境保全に関する関心を持ってもらうよう、セミナーを開催し、環境の大切さに“気づく”学習を行います。
	③ 環境保全活動の促進	資源の再利用物の回収活動や環境教育の推進など、環境保全につながる市民活動を育成・支援し、自然と共生するまちづくりを進めます。
	④ 公害の未然防止	公害を未然に防ぐため、立地企業との公害防止協定締結を図り、企業による水質検査等が行われるよう、定期的な監視活動及び指導を行うとともに、無公害型の環境にやさしい企業の誘致に努めます。また、騒音などの近隣公害が起こらないよう、生活マナーの向上を促します。
3 防災・防犯対策の推進	① 災害時の避難体制の確保	特別養護老人ホーム等の福祉施設、各地域の自主防災組織等において、高齢者や障がい者等の災害弱者を含めた避難訓練、救出訓練、初期消火訓練等の指導を行います。
	② 各学校における防犯・防災マニュアルの運用	子どもたちが学校で安心して学べるよう、防犯対策及び防災対策について、各学校でマニュアルを見直し、適切に運用します。
	③ 地域の支え合い体制の構築	身近な地域での見守り支援活動などを行う基盤づくりに向けた支援をすすめます。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、主要公共施設の整備や調査にあたり、ユニバーサルデザインの観点に基づき積極的に参加するよう努めます。
- ・ 市民や地域は、障がい者、高齢者、児童等の通行を妨げないよう、放置自転車等をなくします。
- ・ 市民や地域は、自然環境を守り、自然保護に対する意識を高めるよう努めます。
- ・ 事業者は、公害防止協定を締結し、水質検査や大気検査等の結果を報告するよう努めます。

(5) 人権尊重の視点に立った行政の推進



本市では、条例や宣言をはじめ、2000(平成12)年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」やその他の計画、基本方針等に基づき、人権尊重社会の実現に向けた総合的、体系的な人権施策の実施を責務とし、推進してきました。

また、人権尊重の視点に立って事業、業務に取り組むため、市職員の人権意識の高揚を図る講演会形式のものや気づきを重視する参加型研修などの人権研修も行ってきました。

近年、企業の社会的責任（CSR）が注目されていますが、行政においても、人権尊重の考え方を持って事業、業務を進めていくよう、行政責任が強く求められています。

引き続き、人権尊重の視点に立って、窓口対応をはじめ情報の提供、事業等の企画から実施、評価の一連の取組、関係部局の連携などを行政活動全般にわたって進めていきます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 人権を尊重した接遇	① 人権を尊重した接遇マニュアルの運用	人権を尊重した職務を遂行するため、人権を尊重した接遇マニュアルを適切に運用します。
	② 人権尊重の視点に立った窓口対応	高齢者や障がい者、外国人等だれもが安心して、わかりやすい窓口での対応に努めるとともに、可能な限りワンストップサービスとなるよう配慮します。
2 市業務の見直し	① 市の業務改善について	人権の視点で、市役所内の業務上の慣行等を点検し、必要に応じて見直しを進めます。

<用語の意味>

※ ワンストップサービス：市民等が、一つの窓口で、必要となる事務をすべて完了できるよう設計されたサービスのことをいいます。

施策項目	事業	事業概要
3 情報の提供	① 市広報紙等における表現の点検	人権尊重の視点に立って、単に文字だけでなくイラストや写真等を含め、市広報紙をはじめ各種出版物等の記事内容を点検します。
	② 障がい者や外国人等に配慮した情報の提供	さまざまな行政情報について、高齢者や障がい者、外国人等が利用しやすいように、点字版や外国語版などの提供に努めます。また、手話通訳や外国語対応など、窓口での対応の充実に努めます。 また、ウェブアクセシビリティに対応したホームページを継続します。
	③ 情報の適正な取扱い	市民の知る権利を保障するため、「伊賀市情報公開条例」に基づき、情報を適正に公開します。また、「伊賀市個人情報保護条例」に基づき、個人情報を適正に取り扱います。
4 庁内連携	① 人権課題に対する協議や情報交換	さまざまな人権課題に適切に対応するため、関係課との協議や情報交換を行うとともに、人権課題に対応した教育・啓発について効果的に行うため、連携を図ります。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、市の行政サービスが、人権に配慮しているかどうかを市民の立場から点検し、意見を提示します。
- ・ 事業者は、市の行政サービスに対し、CSRの観点等に基づき意見を提示します。

施策分野 4 人権課題の解決に向けての施策

(1) 部落差別



部落差別はわが国固有の人権問題で、人間の自由と平等が完全に保障されず、不当に差別を受け、不利益を被ることがあるという基本的人権や人間としての尊厳にかかわる重大な社会問題です。

1965(昭和40)年の同和対策審議会答申において、部落差別は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」としました。

以後、この答申は同和行政の基本的指針たる役割を果たし、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、本市においても県とともに関係団体の協力を得ながら、住宅や道路整備などの生活環境の改善や市民の人権意識を高めるための教育、啓発などの各種事業を、積極的に取り組んできました。国においては、これまでの取組により、生活環境の改善などの物的な基盤整備については一定の成果が見られたとして2002(平成14)年3月には法が失効し、一般対策への円滑な移行への方向性を示されていますが、脆弱な生活基盤や地区外との格差の問題は解消されていません。一方で直近の人権問題に関する市民意識調査では、「被差別部落出身者にだけ特別な施策をするのは不公平だ」とする、同和対策関連の法律に基づき行われた同和対策事業の必要性を理解できていない回答が未だに3割程度あり、日常生活への不安や不満が、被差別部落に対するねたみ意識という形で現れていることも考えられ、同和対策事業の意義について行政の説明責任が問われています。

また、これまで同和教育や啓発活動の展開など人権意識を高めるための取組を進めてきましたが、依然として部落差別に関する落書きは後を絶たず、結婚問題などにおける差別意識も根深く存在しています。さらに、インターネット上で発生する人権侵害が社会問題化し、近年、戸籍謄抄本等の不正取得や土地差別調査など、部落差別にかかわる新たな差別事象や人権侵害なども多発しています。このように、部落差別は依然として深刻にして重大な社会問題であり、国連においては「職業及び世系[※]に基づく差別」に関する重要な人権課題としてとりあげられてきています。

<用語の意味>

※ 世系：門地（家がら）と同義語。国連では「職業及び世系に基づく差別」として、日本の部落差別やインドのカースト制度などをあげています。

部落差別に関する落書きやインターネットなどによる人権侵害については、今後も実態把握と未然防止を目的とした教育・啓発の体制づくりなどが必要です。さらには、悪質な部落差別事件に対しては、法の規制や罰則も視野に入れた取組が求められています。また、教育、就労、産業などの分野においては、なお残された課題もあり、部落差別解消（同和施策）推進計画に基づき早期に解決を図っていく必要があります。

2016（平成28）年12月に公布・施行された、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）では、同和対策事業特別措置法から地対財特法が失効した後もなお、部落差別が存在するという認知のもと、部落差別のない社会の実現を目的とし、部落差別の解消に関して、その地域の実情に応じた施策（①教育・啓発活動と②相談活動と③実態調査活動）を実施していくことが明記されていますが、未だ市民の理解が十分にすすんでいるとは言えない状況であり、行政の責任においてさらに周知を進めます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 部落差別の 解決に向けた 人権同和 教育の推進	① 学校等における人権同 和教育の推進	子ども一人ひとりの部落差別に対する正しい理解と認識を深め、人権が尊重される社会づくりに向けた行動がとれるように、同和教育の理念や成果をもとにした人権教育を進めます。また、部落問題を考える小・中学生の集いを実施し、子どもたちの学びを交流し、部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さない仲間としての連帯感を養います。
	② 家庭・地域社会におけ る人権同和教育の推進	64ページの施策項目3、事業①の一部事業概要に同じ
2 企業・民間 団体におけ る人権教育 の推進	① 企業への訪問啓発	64ページの施策項目4、事業①の一部事業概要に同じ
	② 人権担当者研修	65ページの施策項目4、事業②の事業概要に同じ
	③ 企業における雇用主研修	65ページの施策項目4、事業③の事業概要に同じ
	④ 講師の紹介、教材・資 料等の支援	65ページの施策項目4、事業④の事業概要に同じ
3 市職員に対 する人権教 育の推進	① 全職員対象の研修	67ページの施策項目1、事業①の事業概要に同じ
	② 職員リーダー研修	67ページの施策項目1、事業②の事業概要に同じ
	③ 新任職員研修	67ページの施策項目1、事業⑤の事業概要に同じ
	④ 福祉職員現任訓練	67ページの施策項目1、事業⑥の事業概要に同じ

施策項目	事業	事業概要
4 教職員に対する人権教育の推進	① 学校人権同和教育部会活動	68ページの施策項目2、事業①の事業概要に同じ
	② 転入・新規採用教職員人権同和教育学習会	68ページの施策項目2、事業②の事業概要に同じ
5 行政関係職員における人権教育リーダーの育成	① 各種講座等への派遣	69ページの施策項目1、事業①の事業概要に同じ
	② 職員研修	69ページの施策項目1、事業②の事業概要に同じ
6 保育・教育の場における人権教育リーダーの育成	① 人権教育推進委員会代表者研修	69ページの施策項目2、事業①の事業概要に同じ
	② 人権教育推進管理職研修	69ページの施策項目2、事業②の事業概要に同じ
	③ 人権保育推進管理職等研修	69ページの施策項目2、事業③の事業概要に同じ
7 地域における人権教育リーダーの育成	① 人権・解放講座	69ページの施策項目3、事業①の事業概要に同じ
	② 社会同和教育指導者の育成	70ページの施策項目3、事業②の事業概要に同じ
	③ 人権問題を考える中学生友の会・高校生友の会	70ページの施策項目3、事業③の事業概要に同じ
8 人権侵害の発見・防止・対応	① 人権パトロール	72ページの施策項目5、事業①の事業概要に同じ
	② 差別事件への対応	72ページの施策項目5、事業③の事業概要に同じ
9 職業相談	① 隣保館における就労相談	企業内における就労差別をなくすとともに、被差別部落住民の生活安定をめざした就労対策を確立するため、指導職員が地区住民の就労実態の把握と求職についての相談業務を日常的に行います。
	② 職業相談員による相談	隣保館において、職業相談員による巡回相談を定期的に行います。

施策項目	事業	事業概要
10 教育の機会 の確保	① 同和奨学金制度	奨学金を希望する高校生・大学生等を支援することにより、教育格差を是正し、部落解放を担う人材を育成します。
11 健康づくり の推進	① 健康相談	地区内の独居老人や高齢世帯を対象に、看護師が巡回し、総合健康相談として訪問する中で日常的に健康管理指導を行い、生活相談員と連携して対象者の健康維持に努めます。
12 相談体制の 充実	① 生活相談	部落差別によって市民的権利を奪われてきた地区住民の生活環境や地域社会生活の向上をめざして、生活相談員を配置し、地区住民の生活と福祉の実態を把握するとともに日常的に生活福祉全般の相談に応じ、地区住民の自立に向けての支援を行います。
13 福祉サービ スの充実	① 隣保館活動	部落差別の解決のため生活上の各種相談事業や、社会福祉の増進を図るため、各種事業を総合的にを行います。
	② 児童館活動	子どもたちが自ら事業計画をたて、部落差別の解決に向けた取組を含め、あらゆる事柄に対し仲間とともに共同で実施する力を養い、生涯学習の一環として、実施可能な施設では土曜日を開放し、あらゆる事柄にチャレンジできる子どもの育成を図ります。
14 住宅・住環 境の整備	① 市営住宅の改善事業の 推進	85ページの施策項目1、事業⑦の事業概要に同じ
15 調査・研究 の推進	① 実態調査等の実施	伊賀市差別撤廃条例に基づき、部落差別の解消を目指す庁内横断的・総合的な計画を策定するために、その根拠・基礎資料として定期的に実態調査等を行います。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、部落差別に対する正しい理解・認識を深めるとともに、部落差別の解決に向けて行動します。
- ・ 事業者等は、事業所内で差別問題や差別につながる事案が発生したときは、市に通報します。

(2) 子ども



子どもに関する人権問題には、いじめや虐待、体罰、セクシュアル・ハラスメントなどの身体的・精神的な危害のほか、子どもを一方的に支配の対象ととらえ、子どもの主体性を抑えてしまうことや、出会い系サイトや児童買春、児童ポルノなど性に関する問題、薬物の乱用や有害情報の氾濫など子どもの心身の健全な育成が妨げられるなどの問

題があります。また、子どもの連れ去りなど、生命や身体の安全にかかわる事件といった重篤な人権侵害や、全国的には子どもの貧困率が13.5%（国民生活基礎調査：厚生労働省2019）と推計されており、子どもを取り巻く貧困問題も見逃せません。

1994(平成6)年に批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では、子どもを単に保護の対象として見るのではなく、生存や保護、発達、意見表明などの権利を行使する主体として位置づけています。しかしながら、依然として子どもが権利の主体として尊重される存在であるという認識が十分ではありません。「こども基本法」が2022(令和4)年に成立し「児童の権利に関する条約」の精神に則りこども施策を総合的に推進することが求められています。ヤングケアラー^{*}の問題や生活困窮の問題など、支援を必要とする子どもを積極的に見つけようとしなければ見逃してしまい、本来必要としている支援が十分に行き届かなくなります。「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容の周知、人権教育などを進め、お互いの人権を認め合う人間性豊かな子どもの育成に取り組むとともに、子どもに関連する施策に関し、子どもの意見を表明する権利を尊重し子どもの意見の反映に向けた体制の整備に努め、子どもの権利を尊重する社会づくりを進めていきます。

また、国においては、1999(平成11)年に児童に対する性的搾取や性的虐待を防止するため「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」が施行され、2000(平成12)年には児童の心身の成長に多大な影響を与える児童虐待^{*}を防止するため「児童虐待防止法」が施行されました。さらに、2004(平成16)年には児童虐待防止対策等の充実・強化をはかるため「児童福祉法」（1948(昭和23)年施行）が改正され、児童相談に関して市町村が担う役割を明確にしました。県では、子どもを児童虐待から守るため、2004(平成16)年に「子どもを虐待から守る条例」が施行されました。児童虐待は子どもの人権に関する重大な問題としてとらえ、子どもの生命を守る観点から、家庭や地域、学校などの関係機関や団体と連携して早期発見・早期対応を図っていきます。

2005(平成17)年には次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ、育てられる環境づ

<用語の意味>

※ **出会い系サイト**：異性との交際希望情報を発信、仲介するインターネット上でのサービスのことをいいます。子どもが犯罪被害にあいやすく、自殺や家出をアおるサイトや殺人、暴力などの残虐な映像を見ることができるサイトもあり、判断力の乏しい世代をこれらの有害サイトから守ることが急務となっています。

※ **ヤングケアラー**：大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的にに立っている子どものことをいいます。年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との時間など、子どもとしての時間と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。

くりをめざして「次世代育成支援対策推進法」が制定され、県及び市町村は行動計画を策定しました。本市においても合併後の2005(平成17)年3月に、「伊賀市次世代育成支援対策地域行動計画 輝け！いがっ子応援プラン」を策定し、事業を進めてきました。そして、2010(平成22)年3月には、「輝け！いがっ子応援プラン伊賀市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を策定しました。さらには、2012(平成24)年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されたことに伴い、2015(平成27)年2月に「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後もこの計画に基づき、子どもの心身の健全な育成、安全に安心して子育てができる環境づくりについて、家庭や地域、学校などの関係機関や団体が一体となってさらに推進します。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 子どもの人権の尊重	① 「児童の権利に関する条約」の啓発	子どもたち自身に人権意識が育まれるように、また、教育関係者や保護者などが子どもの人権に関する理解・認識を深められるように、「児童の権利に関する条約」について、ともに学習する機会を設けるとともに、条約の内容等について、啓発を進めます。
	② いじめの解消	いじめは人権侵害であることの理解・啓発や生命を大切にす心、思いやりの心を育むための教育を、家庭をはじめ学校、保育所（園）、幼稚園、地域で進めるとともに、悩みのサインを見逃さないように、保護者に対する啓発や学校等での体制強化を図ります。
	③ インターネットや携帯電話による人権侵害の防止	子ども同士のスマートフォンやSNSによる人権侵害の実態の把握に努めるとともに、情報モラル教育を推進します。
2 就学前児童に対する人権教育の推進	① 保育所（園）や幼稚園における人権教育・保育の推進	63ページの施策項目1、事業①の事業概要に同じ
	② 保育園児や幼稚園児の高齢者福祉施設等への訪問	63ページの施策項目1、事業③の事業概要に同じ

用語の意味＞

※ **児童虐待**：親または親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的、心理的、性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢ないしは拒否）等の行為をいいます。児童虐待の増加・顕在化に伴い、2000(平成12)年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立しました。同法は2004(平成16)年4月に改正され、その定義が、①保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグレクトの一類型として含まれること、②児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大されました。

施策項目	事業	事業概要
3 学校教育における人権教育の推進	① 人権同和教育の推進	63ページの施策項目2、事業①の事業概要に同じ
	② 道徳教育の充実	64ページの施策項目2、事業②の事業概要に同じ
	③ 生命を尊重する教育の推進	64ページの施策項目2、事業③の事業概要に同じ
	④ 非核平和の推進	66ページの施策項目6、事業⑤の事業概要に一部同じ
4 子どもの人権侵害の防止と救済	① 児童虐待防止の啓発	71ページの施策項目1、事業①の事業概要に同じ
	② 伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会の開催	71ページの施策項目1、事業②の事業概要に同じ
5 子どもの人権相談の推進	① いじめ・不登校等対策の推進	76ページの施策項目3、事業①の事業概要に同じ
	② 子どもの人権110番の普及	76ページの施策項目3、事業②の事業概要に同じ
	③ 児童相談所等との連携	76ページの施策項目3、事業③の事業概要に同じ
	④ いじめ問題対策連絡協議会の充実	76ページの施策項目3、事業④の事業概要に同じ
	⑤ いじめに関する重大事態発生時の対応	76ページの施策項目3、事業⑤の事業概要に同じ
6 支援の充実	① 適応指導教室	77ページの施策項目7、事業①の事業概要に同じ
	② 被虐待児保護の徹底	77ページの施策項目7、事業④の事業概要に一部同じ
7 子どもの健やかな成長のための環境づくり	① 性に関する問題への対応の強化	性に関する問題の増加や薬物乱用など、深刻化する中学生・高校生の心と体の問題に対応するため、性や性感染症予防に関する教育や情報提供の充実に努めるとともに、生命の大切さや神秘性を実感できるよう、地域の医療機関と連携した実際の性教育を推進します。

施策項目	事業	事業概要
7 子どもの健やかな成長のための環境づくり	② 保健教育の充実	若者の生活習慣病の増加や薬物乱用の深刻化等の問題に対応するとともに、生涯にわたる健康づくりの基礎知識を普及できるよう、学校保健委員会の活動を強化します。また、小・中学生に対して、食育や喫煙、薬物等に関する教育など保健教育の充実に努めます。
	③ 非行防止の推進	青少年センターを中心に、子どもの非行防止と健全育成のため定期的に巡回補導を実施します。また、子どもに有害な図書やビデオ等を排除できるように、地域の書店やコンビニエンスストア等に対して、点検パトロールを実施するなど、子どもを取り巻く環境を整備するため市民への啓発や学校教育における指導の強化を図ります。
8 教育の機会の確保	① 奨学金制度	奨学金を希望する高校生・大学生等を支援することにより、教育の機会均等に努めます。
	② 各学校における防犯・防災マニュアルの運用	86ページの施策項目3、事業②の事業概要に同じ
	③ 地域での見守り活動の推進	80ページの施策項目6、事業①の事業概要に一部同じ

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、子どもが権利の主体として尊重されることを理解・認識し、子どもの人権を尊重します。
- ・ 市民や地域は、子どもの非行防止と健全育成のため、地域での見守り活動を推進します

(3) 女性



女性に関する人権問題は、社会的・文化的に規定づけられた性別（ジェンダー）意識に基づく固定的な性別役割分担意識及び不平等や差別・偏見が根底にあります。女性の人権を尊重する意識については、教育・啓発に取り組む中で理解されてきましたが、依然として、性別による固定的な役割分担意識や経済的な男女の格差が残っています。セクシュアル・ハラスメントやDV（ドメスティック・バイオレンス）などの直接的な身体・精神への危害のほか、性の商品化、売買春、アダルトビデオ出演強要、JKビジネス^{*}、

<用語の意味>

※ JKビジネス：JKとは女子のJと高校生のK、それぞれのイニシャルをあわせた造語。女性高校生（JK）による男性への親密なサービスを売りにしたビジネスの総称。

出会い系サイトなど性をめぐる問題、雇用機会や意思決定・政策立案の場への参画がなかなか進まない問題などがあります。

性別に関わらず一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子化が進み、人口減少社会に突入した現在、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

近年、女性の活躍推進が国の成長戦略の中核に位置付けられ、2015(平成27)年に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立し、豊かで活力ある社会の実現に向け、女性の活躍がさらに求められるなか、充実した取組につなげるため、2020(令和2)年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。ジェンダー平等に向けた世界的な潮流のなか、女性の社会進出の促進と働き方改革等に関する法律・制度の整備、人生100年時代到来を背景としたライフスタイルの変化への対応等、さまざまな側面からの課題があり、世代を超えた男女の理解のもとそれらを解決する必要があります。

男女共同参画を阻害する暴力行為は重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性です。

2013(平成25)年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の改正や、2017(平成29)年の「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の第5次改定などの法整備がなされています。2015(平成27)年には「みえ性被害者支援センターよりこ」が開設されました。今後、潜在化しているDVをはじめ女性に対するあらゆる暴力について解決を図るために、相談員や関係機関の職員の資質向上、二次被害を防止するための専門研修や専門の相談機関との連携強化など、対応の充実に努めます。

2022(令和4)年6月15日に制定され、2024年4月1日に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現が目的とされました。市町村においても、この法律に基づく基本方針や都道府県の基本計画を踏まえ、困難女性の支援のための施策の実施に向けた計画策定に努めなければならないとされていることから、困難女性の支援に関しての取り組みの検討が求められています。

2021(令和3)年3月に策定した「第4次伊賀市男女共同参画基本計画」に基づき、だれもが輝く男女共同参画社会の実現をめざし、伊賀市男女共同参画推進会議において年次実施計画を検討し、推進を図ります。また、伊賀市男女共同参画審議会において、男

女共同参画施策の進捗状況に対して、毎年評価と提言を行い、進捗管理をしていきます。

この計画は、3つの基本目標、9つの基本施策、30の具体的施策で構成されています。基本目標1の「あらゆる分野における男女共同参画の推進」では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、雇用における男女共同参画を推進するとともに、地域社会においても性別に関係なく、だれもが参画できるまちづくりを進めます。基本目標2の「共同参画に関する意識の普及と教育推進」では、男女共同参画の視点に立った慣行の見直しや、保育・学校教育等を通じた男女共同参画の推進とともに、あらゆる暴力の根絶にむけて、DV予防の啓発やDV被害の相談体制の強化に努めます。基本目標3の「ワーク・ライフ・バランス（WLB）の実現」では、家庭・地域・職場、それぞれの場面で生活のバランスを保ち、だれもがいきいきと暮らせるよう、ワーク・ライフ・バランスの考えを周知するとともに、その場面に応じた支援、女性と男性が協力できる環境づくりを進めます。また市では、2016(平成28)年7月に「ハタラキカタ応援宣言^{*}」を行っており、「男女を問わず育児や介護などに積極的に関わられるよう、働き方そのものを改革して業務の効率化を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る」ハタラキカタ応援の取組を促進します。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 政策・方針決定への女性の参画拡大	① 審議会等委員の女性登用の拡大	審議会等委員に、女性を積極的に登用する必要性の意識を徹底させます。また人材バンクの登録者の活用や、団体への協力要請など、それぞれの審議会等の状況に応じた方法を用いて、女性の登用拡大を進めます。
	② 企業に対する女性登用の情報提供と啓発	企業における女性の積極的な登用事例紹介などの情報提供、企業訪問、県や関係団体と連携した啓発を通して、企業に対し更なる女性登用を啓発します。
2 雇用における男女共同参画の推進	① 雇用に関する関係法令の周知	募集・採用・配置・昇進等に関して、男女間の格差のないよう、事業所に「改正男女雇用機会均等法」をはじめとする関係法令の周知徹底に努めます。
3 地域社会での男女共同参画の推進	① 住民自治協議会等における男女共同参画の推進	住民自治協議会等に対し、地域の意思決定の場へ女性が参画することを促進し、そのための研修会や講座などの情報提供を行います。 また、女性の参画率などの情報収集をします。
	② 男女共同参画ネットワーク会議の充実	ネットワーク会議会員が主体となって行うフォーラムの実行委員会や研修等の活動を通して、地域活動の核となる人材を育成します。

<用語の意味>

※ハタラキカタ応援宣言：部下が仕事と家庭を両立できるよう応援しつつ、組織としての成果も上げていく上司になると宣言すること。

施策項目	事業	事業概要
3 地域社会での男女共同参画の推進	③ 女性のリーダー養成講座の開催	女性が、社会のあらゆる場面で能力を発揮できるよう、エンパワメントを高めるための講座等を開催します。
4 男女共同参画を実現するための意識づくり	① 地域団体等に対する慣行などの見直しの啓発	人権問題地区別懇談会を通して、地域における社会通念・慣習等の見直しについて啓発します。
	② 人権相談の充実	困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の観点に立った相談や支援を行います。
5 保育・学校教育・生涯学習等における男女共同参画の推進	① 男女平等の保育・教育に関する研究の推進と研修の充実	すべての学校で、男女共修で行う授業や、実践交流を行います。また、男女平等の保育の研究を推進し、園内研修等による意識啓発や、保育士間における指導方法等の共有化を図ります。
	② 学校生活の役割における男女共同参画の浸透	すべての学校で、清掃・給食当番や委員会活動等の日常の学校生活を通して、男女が協力して自主的に行動しようとする態度を培います。
	③ 講座等を通じた男女共同参画の学習	人権問題地区別懇談会等において、引き続き男女共同参画をテーマに取り上げ、学習を進めます。また、男女共同参画フォーラムや男女共同参画をテーマとした講座やワークショップを開催し、市民の学習機会を提供します。
6 あらゆる暴力の根絶	① 女性に対する暴力の社会的認識の浸透	DV、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力が人権侵害であることや暴力が起こる社会的背景についての理解を深めるため、リーフレット等の配布やパネル展により啓発を図ります。
	② 相談体制の充実	心のケアに配慮し、電話や面接による相談を気軽にできる体制を充実します。
7 調和のとれた仕事・家庭・地域生活の推進	① 事業者に対する両立支援の働きかけ	事業者に対し、育児・介護休業制度や時間外労働の制限、勤務時間の短縮など、仕事と生活の両立支援に係る制度の定着及び利用促進を、企業訪問や伊賀市人権学習企業等連絡会とのセミナー共催により働きかけます。
	② 男性の家事自立をめざす講座の開催	男性向け料理教室など、男性が生活面の技術を習得するための講座を開催します。

<用語の意味>

※エンパワメント：社会的弱者や被差別者が、自分自身の置かれている差別構造や抑圧されている要因に気づき、その状況を変革していく方法や自信、自己決定力を回復・強化できるように援助すること。またその理念。「庇護」や「救済」ではなく、本来の権利や人格を保つために力を付与する（エンパワー）という考え方に沿って、教育や支援を行う。不当な差別や抑圧に対抗する知識や手段、権利意識の習得を支援することで、主体的かつ能動的な権利擁護を目指す新しいアプローチ。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民は、家庭・地域や職場において、男女の固定的な役割分担意識を見直し、仕事・育児や介護を共に担い、お互いを尊重し合って生活します。
- ・ 市民は、地域社会において、男女が共に活動方針などを決定する場に平常時から参画するように努めます。
- ・ 事業者等は、女性を積極的に管理職や役職者に登用するよう努めます。
- ・ 事業者等は、男女の雇用機会均等と労働環境を整備し、ハタラクカタ改革を推進し、従業員の育児・介護休業や看護休暇の取得を促進します。

(4) 障がい者



障がい者に関する人権問題には、家庭や地域、学校、職場などのさまざまな場において、障がいのない人と等しく参加することが妨げられている問題や、入所施設における虐待や身体拘束の問題、また、不十分な知識や認識により地域で共同生活を営むことができないなどの問題があります。さらに、精神障がい者に対する誤った知識や偏見による差別、排除、入院医療における不適切な処遇などの問題があります。

わが国においては、2014(平成26)年に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われました。

2011(平成23)年に「障害者基本法」の一部が改正され、障がい者への差別の禁止、地域社会における共生等に関する内容が盛り込まれました。2012(平成24)年には、自治体への通報などを義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、さらに、障害者自立支援法に代わって2013(平成25)年に施行された、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）においても、基本理念に「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が位置付けられたほか、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の定義に難病等が加えられるなど、障害福祉サービスの充実が進められています。

2013(平成25)年6月には、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、2016(平成28)年4月に施行されました。この法律では、障害者基本法に規定された「差別の禁止」に関する具体的な内容を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めており、行政機関等及び事業者に対し、障がい者差別解消に向けた取組を求めるとともに、普及啓発活動を通じて障がい者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組を促しています。さらに、2021(令和3)年6月には、これまで国や地方自治体等に課していた合理的配慮義務を民間事業所にも同等

の義務を課すよう、一部改正が行われ、2024(令和6)年に施行されます。

伊賀市においては、「第4次伊賀市地域福祉計画」「第4次伊賀市障がい者福祉計画」を策定し、市民のだれもが障がいのあるなしに関わらず、お互いの人権を尊重し合いながら住み慣れた地域社会での共生や自立、社会参加の実現をめざして取り組んでいます。障がいのある人もない人も安心して心豊かに暮らせる地域社会を推進するためには、すべての人が障がいについて理解し、認識を持つことが必要であり、障がい者の問題を基本的人権の問題として捉え、市民一人ひとりが身近な問題として考えていくことが重要です。また、「障害者差別解消法」の規定に基づき策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領（職員対応要領）」により、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るとともに、関係機関と連携をとりながら研修会や市民への啓発活動をさらに充実させていく必要があると考えます。

また、「障害者差別解消法」が施行されたその年に、相模原障がい者施設殺傷事件が発生しました。事件で得られた反省と教訓を活かして、障がい者差別のない社会の実現をめざす施策の取組を進めなければなりません。伊賀市においても、子どもたちによる差別的な言葉が日常的に使用され、障がい者に対する差別発言が未だに多数発生しているため、今後、子どもたちを取り巻く家庭や地域等の大人社会において、障がい者の人権に関する理解と認識を深めるため、差別解消に向けた取組を、障がい者団体や学校、行政等が一体となって推進していきます。

また、市内でも障がいを理由として、アパート等への入居を拒否されたという差別事象が発生しましたが、原因の一つとして、事業者や家主の認識の希薄さがあると考えられます。人権問題に関する市民意識調査において「家主による障がい者を理由とする入居拒否の考え方」に対して「誰に貸すかは家主の自由だから断っても人権侵害とはいえない」と回答した割合が4割弱となっており、今後、関係機関や団体とも連携を図りながら、障がい者の人権に関する意識向上に向けた取組を推進します。

先述の障害者権利条約については、2022(令和4)年8月に実施された国連障害者権利条約の審査と10月に出された総括所見において日本は、国連の障害者権利委員会から強く勧告を受けました。1点目は入所施設に入院している障がい者のケース見直しと期限のない入院制度をやめることと地域社会へのインクルージョン、2点目は特別支援学校など分離教育をやめ、インクルーシブ教育への移行です。インクルーシブ教育のあり方について国の動向を注視し、必要に応じて対応を検討しなければなりません。

<用語の意味>

※ **障害福祉サービス**：「障害者総合支援法」に規定するサービスで、居宅介護や重度訪問介護、生活介護、療養介護、短期入所等の「介護給付サービス」と、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の「訓練等給付サービス」があります。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 障がいに関する理解を深めるための教育・啓発の推進	① さまざまな機会や媒体を活用した啓発の推進	市民が障がいに対する正しい理解と障がい者の人権に関する課題、障害者差別解消法についての理解・認識を深められるように、関係機関や団体と連携し、さまざまな機会や広報等媒体を活用して啓発を進めます。また、障がいの種別に応じて、障がい者が社会での自立や雇用・就労の促進を図れるように啓発します。中でも、発達障がいや精神障がい者に対する誤解や偏見をなくし、正しい理解・認識を深められるように啓発を進めます。
	② 学校における障がい者に対する理解教育・福祉教育の推進	子どもたちが幼少時から障がい者の人権に関する理解・認識を深められるように、ともに学ぶ学校教育の充実を図るとともに、児童・生徒が障害者施設等においてボランティア体験を行うなど福祉教育の推進を図ります。
	③ 交流の促進	地域において、障がい者との交流を促進するとともに、当事者団体との交流機会の拡大を促進します。
2 地域での自立と生活支援の促進	① 障がい福祉サービスの充実	障がい者の自立と社会参加を支援するため、居宅介護をはじめ介護給付や施設における訓練等給付の障害福祉サービスの充実に努めます。
	② 障がい者に対する地域生活支援事業の推進	障がい者の自立と社会参加を支援するため、相談支援やコミュニケーション支援、移動支援等の地域生活支援事業を進めます。
	③ 教育の機会の確保	障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが、もてる力を伸ばし、可能性を引き出し、自立や社会参加ができるように、保育・療育・教育等の内容の充実を図ります。 就学前から、子どもたちの実態を把握し、LD [※] （学習障がい）、ADHD [※] （注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等を含めた障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を図るため、専門的な知識を有する「発達相談員」を雇用し、市内すべての保育所（園）、幼稚園、小中学校を巡回・教育相談を行います。そして、個別の教育支援計画を作成し、これをもとに指導実践します。

<用語の意味>

※ 地域生活支援事業：「障害者総合支援法」に規定するサービスで、市町村及び都道府県が実施主体となるものをいいます。市町村が実施するもののうち、相談支援、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業は必須事業で、その他に選択的事業があります。

施策項目	事業	事業概要
2 地域での自立と生活支援の促進	④ 雇用・就労機会の確保	企業等における障がい者雇用の推進を図るため、企業等への啓発を行うとともに、福祉関係機関と労働関係機関とが連携し、就労支援のためのネットワークを構築します。また、トライアル雇用制度を活用しながら、就労に向けた実践的な訓練等を支援します。 また、市職員採用にあたっては、障がい者の積極的な雇用の推進を図り、就労機会の確保に努めます。
3 障がい者の人権侵害の防止と救済	① 施設等における虐待防止の促進	障がい者の通所・入所施設やグループホーム等において、利用者である障がい者が身体拘束や虐待を受けることのないように、事業者や従事者に対する人権意識の啓発を進めるとともに、県との連携のもとに、身体拘束防止や虐待防止に向けた幅広い取組を進めます。
	② 障がい者への差別禁止に関する制度の検討	障がい者に対する偏見や差別を解消するため、障がい者差別を禁止する条例の制定に向けた取組を推進します。 伊賀市障がい者地域自立支援協議会における障がい者差別解消支援専門部会において、伊賀市で起きた障がい者差別の事象を共有し、差別解消に向けた施策の検討を行います。
4 障がい者の人権相談の推進	① 障がい者の相談・支援	76ページの施策項目4、事業①の事業概要に同じ
	② 障がい者相談員等との連携	76ページの施策項目4、事業②の事業概要に同じ
5 障がい者の権利擁護の推進	① 障がい者の権利擁護制度の普及	76ページの施策項目6、事業①の事業概要に一部同じ
	② 権利擁護対策の充実	76ページの施策項目6、事業②の事業概要に一部同じ
6 だれもが住みよいまちづくりの推進	① 住宅改修の支援	障がい者や要介護認定者が行う住宅改修費を助成し、住み慣れた地域において在宅で安全に生活できるよう支援します。
	② 利用しやすい施設・道路環境の整備	障がい者にとって利用しやすい施設づくりや交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、安全に歩行できるように交通安全施設の整備を進めます。

<用語の意味>

※ **LD**：軽度発達障害の一種で、知的な発達の遅れはないが、聞く、話す、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を示します。

※ **ADHD**：年齢あるいは発達に不釣りあいな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

施策項目	事業	事業概要
6 だれもが住みよいまちづくりの推進	③ 教育施設のユニバーサルデザイン化、耐震化	85ページの施策項目1、事業⑤の事業概要に同じ
	④ 防犯・防災対策の推進	障がい者が地域で安心して生活できるように、関係機関や地域団体等との連携により、見守りや災害時の避難等防犯・防災対策を進めます。また、聴覚等に障がいがあり、音声等での119番通報が困難な方が、インターネットに接続できる携帯電話やスマートフォンで119番通報ができるNET 119を導入しました。システムの利用促進に向けて啓発を行います。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、障がいに対し、正しく理解・認識を深めるとともに、障がいの有無にかかわらずお互いの人権を尊重します。
- ・ 事業者は、障がい者の雇用を進めることにより、就労機会の確保に努めます。

(5) 高齢者



高齢者に関する人権課題として、年齢を理由とする就職等の機会が不公平であること、施設・設備や道路・交通機関、情報等を利用する際、加齢に伴う心身機能低下への配慮が不十分であること、高齢者への偏見、暴力や暴言、財産の搾取などの高齢者虐待や詐欺行為、施設等での身体拘束、賃貸住宅への入居拒否などがあげられます。これらのことは、高齢者が尊厳を持って地域で生活を送ることを妨げる原因となっています。

2020（令和2）年国勢調査によると、本市の高齢化率は、33.4%で、全国の28.6%を大きく上回る超高齢社会を迎えています。高齢化の進行により、介護だけでなく、保健・医療・福祉サービスに対するニーズが高まるのに対して、人材や財源はますます不足し、2025年には、団塊の世代が75歳以上となるため、現役世代2人で高齢者1人を支える必要があるという推計が出ています。

このような中で、元気な高齢者には、地域において支えられる側ではなく支える側として活躍してもらえよう期待されているところであり、高齢者の就労や学習・文化活動、ボランティア活動などを通じて生きがいを高め、自己実現と社会参加を図ることができるようにするとともに、支援や介護が必要な状態になった方や、ひとり暮らしや夫婦のみ等の高齢者世帯の方が、住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを推進し、関係機関が連携しながら相談支援できる体制の充実を図ります。

今後とも、高齢者が地域で自立した生活を送ることができ、あわせて保健・医療・福

社・住まいなどに関するサービスが切れ目なく提供されるよう、地域包括ケアシステム^{*}の実現に向けた取組を進めます。

また、高齢者のための総合相談支援・権利擁護事業では、認知症の正しい理解や高齢者虐待の防止など、高齢者に対する人権侵害を防止するための啓発を進め、気軽に相談できる総合相談支援体制の充実に努めます。また、地域の社会資源のネットワークによる高齢者虐待の早期発見、成年後見制度の利用支援を推進し、高齢者の権利擁護の充実に努めます。特に高齢者虐待については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に定められた市の責務（高齢者虐待の防止、高齢者の保護のための措置、養護者に対する支援など）を果たすため、迅速な対応に努めます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 高齢社会への意識変革	① 意識啓発の推進	高齢者一人ひとりの人格、主体性を尊重し、年齢による就労制限等社会参加が阻まれることのないように、家庭や地域、企業等に対する意識啓発を進めます。また、市民に対して、加齢に伴う心身の機能低下や高齢社会についての理解・認識を深めることができるように、また、高齢社会に生きる人間としての自覚を高めることができるように、意識啓発を進めます。 更に今後増加が予想される認知症高齢者に対する理解・認識を深め、地域で見守りや支援を行うことができるように、認知症サポーターの養成や、研修等による啓発事業を進めます。
	② 交流の促進	保育所（園）、幼稚園や学校、地域において、高齢者との交流を促進するとともに、老人クラブや子ども会、ボランティアグループ等団体相互の交流機会の拡大を促進します。
2 健康で生きがいを持って生活できる社会環境の整備	① 豊富な経験や知識、技能の活用の促進	高齢者が長年培ってきた豊富な経験や知識、技能を発揮できるように、また、積極的に社会活動を行えるように、老人クラブ活動等の支援を行うとともに、高齢者ボランティアやNPO育成、活動拠点の整備充実と活用促進を図ります。

＜用語の意味＞

※ **地域包括ケアシステム**：少子高齢化の進展に伴う介護分野の課題を解決するために、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を担保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制のことです。中学校区を基本とする地域で、医療保険や介護保険に頼らずに、自治会やボランティアなども活用し、住み慣れた地域の中で、その地域のその人の暮らしに合った多様なサービスを包括的に提供するケアシステムのことです。

施策項目	事業	事業概要
2 健康で生き がいを持っ て生活でき る社会環境 の整備	② 健康づくり活動の展開	高齢者が健康づくりに取り組めるように、高齢者の健康への関心を高めるとともに、出前講座や健康相談など健康づくりの推進を図ります。
	③ 継続雇用の積極的な推進と多様な雇用、就労の促進	働く意欲を持つ高齢者がいきいきと生活できるように、定年制の延長や継続雇用について県や関係機関、企業と一体となって推進します。また、長年にわたって培った知識や技能を活用できるように、シルバー人材センター事業の充実やコミュニティビジネス [※] の支援など、高齢者の多様な雇用・就労の促進を図ります。
3 支援や介護 を必要とす る高齢者に 対するサー ビスの充実	① 介護サービスの提供	高齢者が支援や介護を必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護サービスの充実に努めるとともに、介護保険制度の円滑な運営を図ります。 住み慣れた地域での在宅生活を支えるという観点から地域密着型サービス基盤の整備を促進します。
	② 高齢者に対する在宅サービスの充実	高齢者の地域生活・在宅生活を支援するため、軽度生活援助事業等さまざまな福祉サービス等の充実に努めるとともに、家族介護者への支援も充実します。
	③ 介護予防事業の推進	介護状態になることを防止し、自立した生活を送ることができるよう、効果的な介護予防事業の推進を図ります。
	④ 介護サービス提供基盤の整備の促進	高齢者やその家族が利用しやすく質のよい介護サービスが受けられるように、県との連携のもとに研修等の情報を発信し、人材育成や資質の向上を進めるとともに、サービス提供事業者によるサービス情報の提供や苦情対応等への取組を促進します。
4 高齢者の人 権侵害の防 止と救済	① 施設等における身体拘束防止の促進	介護保険施設等において利用者である高齢者が身体拘束を受けることのないように、事業者や従事者に対する人権意識の啓発を進めるとともに、県との連携のもとに、身体拘束防止に向けた幅広い取組を進めます。
	② 高齢者虐待の早期発見・防止	72ページの施策項目3、事業①、②の事業概要に一部同じ
5 高齢者の権 利擁護の推 進	① 高齢者の権利擁護制度の普及	76ページの施策項目6、事業①の事業概要に一部同じ
	② 権利擁護対策の充実	76ページの施策項目6、事業②の事業概要に一部同じ

<用語の意味>

※ コミュニティビジネス：住民主体の地域課題解決型の小事業をいいます。高齢者向け配食サービスからまちおこし事業まで、内容はさまざまなものがあります。

施策項目	事業	事業概要
6 だれもが住みよいまちづくりの推進	① 住宅・住環境の整備	高齢者に配慮した居住環境を確保するために、高齢者でも市営住宅への入居ができるよう入居資格の緩和に向けた協議を進めます。 また、要介護認定者が行う住宅改修費を助成し、住み慣れた地域において在宅で安全に生活できるよう支援します。
	② 利用しやすい施設・道路環境の整備	高齢者にとって利用しやすい施設づくりや交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、安全に歩行できるように交通安全施設の整備を進めます。
	③ 防犯・防災対策の推進	ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるように、緊急通報体制の整備を進めるとともに、高齢者に対する悪質商法や詐欺などに関する情報の提供や被害に関する相談窓口の周知を図ります。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、高齢者の人格・主体性を尊重し、加齢に伴う心身の機能低下や高齢社会についての理解・認識を深めます。
- ・ 事業者は、働く意欲のある高齢者について、定年制の延長や継続雇用ができるよう考慮します。

(6) 外国人



外国人に関する人権問題としては、外国人住民の増加と定住化の進展に伴い、地域で生活していくうえで、言葉の壁をはじめ、生活習慣、文化の違いや歴史認識の相違などにより、就労・教育・医療・社会保障などさまざまな場面で問題が顕在化しています。また、外国籍の住民だけではなく、外国の文化を背景に持つ日本国籍の住民も含めて問題に取り組むことが必要となっています。

わが国における在留外国人の数は年々増加し、2022（令和4）年6月末現在で約296万人となっています。本市においても、2022（令和4）年6月末現在、外国人住民は5,728人で、総人口の6.53%を占め、県下でも高い比率です。戦前からの歴史的な経緯を背景に韓国・朝鮮国籍などの特別永住者が中心でしたが、経済のグローバル化や少子高齢化による製造業での人手不足などを背景に、就労活動に制限のない南米出身の日系人が急増してきました。定住化が進み、家族を呼び寄せたり、国際結婚などにより永住したりする外国人住民も増えています。また、新たな在留資格の創設による、アジア出身者の数も増え、割合も高くなっています。

このような中で、本市において国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い対等な関係を築きながら、地域社会を形成する一員として共に生きていくという多文化共生の視点から人権問題の解決に取り組んでいます。しかし依然として外国人

に対する雇用機会や労働条件の不平等、法律や制度に起因している問題、日常生活上の偏見や差別などが存在しています。

外国人住民と日本人住民の相互理解を深め、住民と行政、外国人住民と日本人住民が協働して、このような生活課題の解決をめざします。「伊賀市多文化共生指針」及び「多文化共生推進プラン」に基づき、オール伊賀市で多文化共生の地域づくりに取り組みます。また、外国人住民が安心して生活を送ることができるように、多言語対応及びやさしい日本語の普及に取り組み、情報提供や相談体制の充実に努めます。

2016(平成28)年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)の成立・施行を受け、偏見や差別を助長する不当な差別的表現や、害悪の告知や脅迫的言動を禁止するだけでなく、伊賀市においても、外国にルーツのある人への偏見や差別を解消する取組として、全国の先進地の取組を参考に、多文化共生の地域づくりを推進するための条例について研究する必要があります。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進	① 外国人の人権課題に関する教育・啓発の推進	在日韓国・朝鮮人や南米日系人等の外国人が、日本で暮らすようになった歴史的経緯や社会的背景等についての理解・認識を深めるとともに、「外国文化の紹介」や「やさしい日本語」の出前講座を実施し、多文化共生社会づくりに向けた地域社会の意識の醸成を図るよう努めます。
	② 国際理解教育の推進	学校等において多文化に対する理解を深めるとともに、多様な文化を持つ人びとと共に生きていくことの大切さを学ぶ教育の推進を図ります。
	③ 多文化共生事業の推進	国籍や民族などの異なる人々が、文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくために、NPO法人、ボランティア団体及び国際交流協会等と連携して事業を推進します。
	④ 教職員、市職員に対する研修の実施	外国人の人権問題に対する理解・認識を深めるとともに、国際感覚を身につけることができるように、教職員や市職員に対する研修の充実に努めます。
	⑤ 交流の促進	外国人住民と日本人住民が互いに支え合える地域づくりのために、各種団体や地域コミュニティにおいて交流機会の促進を図ります。
2 社会生活の支援	① 外国人の雇用・就労環境整備	事業主に対して、外国人労働者の雇用管理の改善、適正な労働条件及び安全衛生の確保を図ることを目的として国が定めた「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」を周知します。また、同指針を外国人労働者へ周知し、事業所における外国人労働者の就労に関するトラブルを未然に防ぎます。

施策項目	事業	事業概要
2 社会生活の支援	② 外国人に対する保健・医療環境の整備	外国人が地域で健康で安心して生活できるように、保健・医療、医療保険などについて利用しやすい環境づくりを促進します。
	③ 生活情報の提供や相談窓口の充実	外国人住民が安心して生活するために生活相談窓口を設置するとともに、情報弱者にならないように多言語への翻訳や、やさしい日本語を積極的に活用して、外国人住民が利用しやすい窓口対応に努めます。
	④ だれもが住みよいまちづくりの推進	外国人の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となるように、また、地域社会での生活の利便性の向上を図るため、公共施設をはじめ道路、交通機関などの標識等の整備を推進します。
	⑤ 外国人に対する救急業務の充実	救急時における、外国人に対する問診表の活用により、救急業務の充実を図ります。 通報時や災害現場で利用できる、通訳との三者間通話サービスを導入しました。システムの利用促進に向けて啓発を行います。
	⑥ 住まいの確保	外国人の住宅の確保を図るため、民間賃貸住宅などの入居拒否が起きないように、意識啓発に努めるとともに、公営住宅の入居支援に努めます。
	⑦ 防犯・防災対策の推進	外国人住民が災害時にも安全に避難できるように、避難場所や避難路の周知を行うとともに、地域での防災訓練への参加を促進します。
3 権利擁護と社会参画の促進	① 外国人の市政への参画促進（伊賀市多文化共生センターの活用促進）	外国人住民の市政参画を促進するため、伊賀市多文化共生センターを中心に、外国人や地域住民との交流を支援します。
	② 外国人の子どもと保護者に対する支援	外国人の子どもたちに対し適切な支援が行えるよう、各保育所（園）や幼稚園、学校において、日本語教育、進路指導、子どもの保護者への支援を充実します。
	③ 外国人児童生徒のサポート	外国人児童生徒の日本語指導を行います。また、「進路ガイダンス」の開催など、編入してきた子どもたちへの具体的な支援を進めます。さらに、教職員対象に国際理解教育研修会を開催します。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、外国人住民も日本人住民も、お互いに文化や習慣、価値観等を認め合い、対等な関係を築きます。
- ・ 市民や地域は、外国人住民も日本人住民も、地域社会の構成員として交流しながら、互いに支え合い生活します。

(7) 性的マイノリティ（性的少数者）



生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しない人（性同一性障害など）、性的指向（恋愛・性愛の対象がどの性別であるか）（好きの性）が同性である同性愛者など、今まで一般的、典型的と考えられてきたものと異なる性のあり方の人を性的マイノリティといいます。性的マイノリティは、性の多様性への理解が十分ではない社会の中で、誤解や偏見による差別的な言動や、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、さまざまな問題があります。社会生活上の不利益を解消して人権を擁護する観点から、性同一性障害の診断を受け一定の条件を満たす場合については、性別の取り扱いの変更について審判を受けることができることとする「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が、2004(平成16)年7月に施行されました。しかし、対象が限定的であり、十分に問題が解決したわけではありません。世界保健機構（WHO）が2019(令和元)年5月25日にスイスのジュネーブで行った総会で、「国際疾病分類」改訂版が承認されました。その中で、性同一性障害が精神障害の分類から除外され、性の健康に関連する状態という分類の中の「Gender Incongruence（性別不合）」に変更されることになりました。つまり、性の多様性は病気ではないと表明していますが、性の多様性や同性婚をめぐる議論の中では、性的マイノリティに対する根強い偏見や差別の意識が見られています。

市では、2016(平成28)年4月1日に「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を施行し、双方又は一方が同性愛者又は両性愛者のカップルのパートナーシップ宣誓書を受け取り、受領証を交付する「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」をはじめとする性的マイノリティを支援する施策を実施しています。

今後も当事者主権の原則をふまえ、性的指向を含むあらゆる差別のない地域社会にむけ、2023(令和5)年6月23日に交付・施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づき、これまで取り組んできた性的マイノリティへの偏見や差別意識をなくす啓発活動を継続・強化していくとともに、性的マイノリティが受ける差別的な扱いなどに対しては、人権相談業務を充実し、人権侵害の事実が認められる場合は、県や関係機関との連携により、人権侵害防止、人権救済に向けた、適切な対応がとれる体制の構築に努めます。

具合的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 性の多様性及び性的マイノリティへの理解促進	① 性の多様性に関する教育・啓発の増進	からだの性、こころの性、好きの性などの要素が関係しあい、性のあり方は多種多様になることについての理解・認識を深めるため、さまざまな場や機会を活用して教育・啓発を図ります。
	② 性的マイノリティの人権課題に関する情報収集と研究	性的マイノリティの支援や差別解消に関する施策の検討に向けた情報収集や研究を行います。
	③ 学校における性の多様性の教育・啓発の推進	子どもたちが性の多様性を理解し、互いの違いを尊重しあうことができるように教育・啓発を進めます。また、性的マイノリティ当事者である子どものサポート体制を整備します。
	④ ALLY（アライ）の取組の推進	市の支援施策を周知するとともに、ALLY（アライ）（性の多様性を理解し、性的マイノリティを支援する人）を表すマークを配布し、すべての人が自分らしく生きる社会実現に向けた空気を醸成します。
	⑤ 性の多様性条例の策定	性の多様性を認め合う社会の実現に向け、伊賀市性の多様性条例（仮称）の策定に取り組みます。
2 性的マイノリティへの支援	① パートナーシップ宣誓制度	三重県パートナーシップ制度との連携を含め、「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づいた「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」を運用し、同性カップルが婚姻に相当する関係であることを認め、生活上の困難を減らします。また、ファミリーシップ制度の検討を行います。
	② 生活・就労・教育の場での困難の解消	日常に生じる困難や周囲から受ける偏見は、それぞれの性のあり方によって異なるため、調査・聞き取り等により課題となる場面を特定し、困難の解消に向け取り組みます。
	③ 情報の提供と相談体制の充実	性的マイノリティが安心して自分らしく生きるための情報の提供を行い、相談窓口を案内するとともに、相談内容により専門機関へつなぐなどの対応を行います。
	④ 当事者交流の促進	当事者同士の情報交換や不安の解消のため、交流機会の促進に努めます。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、性的マイノリティ（性的少数者）について、多様性を尊重した理解を促進します。
- ・ 企業・事業所は、LGBTに対してフレンドリーであるように、社員採用や雇用環境を整えます。

(8) インターネットによる人権侵害



インターネットによる人権侵害は、パソコンやスマートフォンの普及など、情報化社会の進展に伴い発生してきた問題であり、発信者の匿名性や情報の発信が極めて容易であるなどの特性を悪用し、個人などに対する誹謗・中傷をはじめ、差別を助長・扇動し、生命の危険すら感じさせる内容が、電子掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等へ書き込まれるという問題があります。また、動画共有サイト等において被差別部落が識別できる情報が適示されているなど、インターネット上での人権侵害は厳しさを増しています。インターネットは私たちの生活のあらゆる場面で不可欠なものとなっている一方で、利用者の知識やモラルによっては、意図的かどうかに関係なく虚偽情報が拡散したり、偏見や思い込みによって真実が歪曲されたりするなど、インターネット上での人権侵害が助長されつづけている現状にあります。

以前は、学校裏サイトや掲示板で行われていた特定個人の誹謗・中傷が、最近はSNS上で行われており、いじめなどの問題が発生しています。SNS上でのいじめは、保護者や教師などが、外部から発見することは困難であり、表面化した時点で重大な局面に至っていることが少なくありません。また最近では、投稿から一定の時間が経過すると、自動的に書き込まれた内容が削除されるという新たなサービスが登場したことで、実態の把握がさらに困難になっています。これらの差別事象、人権侵害への取組は緊急性を要する課題です。最近のゲーム機は、インターネットに繋ぐことができます。フィルタリングをしていないと、青少年に有害な暴力的な表現をはじめ、異性を紹介する「出会い系サイト」を含む、さまざまなサイトが閲覧できることから、インターネット犯罪などを引き起こすきっかけとなっている状況もあります。

インターネット上での人権侵害を防止するためには、市民一人ひとりが、インターネットの利点と問題点を理解し、その利用にあたっては、書き込んだ内容が受け取る側によって、好意的にも批判的にも受け止められるということや、情報が不特定多数の人に見られるということを常に意識して、プライベートな情報や人を傷つける情報だけでなく、書き込み行為そのものについて十分配慮することが必要です。また、情報モラルや人権意識の向上を醸成し、根本的な解決につなげていく必要があります。

そのため、本市においても、県や関係機関などと連携を図り、インターネット環境の変化に迅速に対応しながら、広く教育・啓発を推進していきます。また、インターネットによる差別事象や人権侵害の書き込みについては、県や法務局等関係機関や団体と連携・協力して、定期的なインターネット上の部落差別などの実態把握（モニタリング）を行います。併せて、インターネットを通じた人権侵害に対応するための相談窓口の周知を進めるとともに、インターネット上での差別被害の救済について検討を進めます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 人権意識の高揚と適切な利用の促進	① インターネット上での差別事象や人権侵害に関する教育・啓発の推進	インターネット上での差別事象や人権侵害の書き込みなどの問題に関する教育・啓発を進めるとともに、インターネットの利用にあたって、プライベートな情報や人を傷つける情報を流さないよう、適正な利用に関する啓発と教育を進めます。
2 人権課題の把握と対応	① インターネット上での差別事象や人権侵害の状況把握	県や関係機関、団体等との連携により、インターネット掲示板やSNS等における個人への誹謗・中傷や悪質な差別表現、動画共有サイト等における被差別部落が識別できる情報等の書き込みの早期発見・把握を行うとともに、その状況報告を取りまとめ、防止に役立てます。
	② 人権侵害への対応	インターネットによる差別事象や人権侵害の書き込みで発信者が特定できる場合は、県や法務局等と連携し侵害行為をやめるよう促していきます。 発信者を特定できない場合は、プロバイダ等に削除を申し入れるなど取組を進めます。
	③ ネットボランティアの組織化	ネットボランティアを組織し、インターネットによる差別事象や人権侵害について、広く監視を行うとともに、ネットボランティアが情報交換をする場を設け、連携した取組を進めます。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、インターネットの利点と問題点について、正しい理解・認識を持つよう努めます。
- ・ 市民や地域は、インターネットを利用するにあたり、プライベートな情報や人を傷つける情報を流さないよう配慮します。

<用語の意味>

※**フィルタリング**：データをふるいにかけて分類すること。ネットワークにおいては、指定した条件によって通信を許可するか遮断する機能を指します。迷惑メールやスパムを隔離する電子メールのフィルタリングや、有害サイトへのアクセスを制限する機能があり、ここでは後者の方を意味します。

※ **プロバイダ**：インターネットへ接続するサービスを提供する会社のことです。正確には「インターネット・サービス・プロバイダー」のことで、略してISPと呼ばれることもあります。

(9) 疾病と人権



【患者の権利】

患者等の人権問題には、医学的処置や治療に先立ち、必要な情報の提供を受け、理解、納得、同意の上で治療を受けることの権利（インフォームド・コンセント）が尊重されないことをはじめ、入院時の対応などの問題があります。また、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病回復者、難病患者等に関する人権問題には、誤解や他人事とする意識などにより、患者及び感染者、あるいは家族までもが日常生活上や職場等における差別や偏見を受ける問題があるほか、マスコミの報道やインターネットなどによるプライバシーの侵害などの問題があります。

医療においては、医療提供者と患者が対等な立場に立ち、患者の自主性を尊重することが重要となっていて、相互の信頼関係を基本に成り立つものです。医療機関におけるインフォームド・コンセントが重要視され、診断や治療方針について主治医以外の医師の意見を聞くこと（セカンドオピニオン）の実施など、患者本位の医療体制づくりが進められています。

本市においても、患者の人権に関する教育・啓発の一層の充実を図り、上野総合市民病院をはじめ民間の医療機関において患者が尊重される患者本位の医療体制づくりを推進してきました。

【HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病回復者、新型コロナウイルス感染症】

世界保健機関(WHO)は1988(昭和63)年に世界的レベルでのHIV感染拡大防止とHIV感染者・エイズ患者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しました。本市においても県との連携のもとに、パンフレット等の配布や講演会等を実施し、HIV感染症・エイズについて正しい知識の普及活動を行うとともに、エイズの相談や検査につなげてきました。今後も、HIV感染症・エイズに関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、HIV感染拡大防止及びHIV感染者・エイズ患者に対する差別や偏見の解消を図ります。

ハンセン病は、らい菌による感染力のきわめて弱い感染症であり、治療方法が確立されて以降も、非人道的な隔離政策は継続され、患者や回復者、その家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。

ハンセン病患者の隔離政策は、無らい県運動^{*}という形で、患者は「国の恥」とか、「恐ろしい病気」という意識を定着させた上、官民一体となって療養所送りを繰り返した歴史的事実への謝罪と深い反省の上に、二度と同じ過ちを繰り返さない強い決意を、市民

一人ひとりに広げることが必要です。

ハンセン病は、1947(昭和22)年から日本の療養所でもプロミンによる投薬試験が始まり、効果が確認されていますが、患者の出た家を真っ白に消毒するような、社会的に一度植え付けられた差別意識は、そう簡単にはなくすることができませんでした。それどころか、新しく日本国憲法下において、1953(昭和28)年に「らい予防法」が公布され、強制隔離政策や無らい県運動を継続し、1996(平成8)年に法律が廃止されるまで、ハンセン病患者と回復者、家族や遺族への偏見や差別による人権侵害が助長されることとなりました。

現在、入所者自身が高齢で身寄りがいないことや長期間にわたり社会との交流を絶たれてきたことなどから、社会復帰が困難な状況にあります。ハンセン病入所者等が起こしていた「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」で、2001(平成13)年に原告の主張をほぼ認めた判決に国は控訴せず、同年「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律（ハンセン病補償法）」が施行され、国が金銭保障とともに名誉回復を図ることとされましたが、療養所の入所者が、ホテルの宿泊を拒否された事実にもられるように、病気に対する根強い誤解や無理解が、入所者の地域社会への復帰や交流を妨げています。

2008(平成20)年6月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が制定され、ハンセン病患者が、国の隔離政策によって、経済的被害や人権上の制限・差別を受けたことを認め、国に対して入所者への医療体制の整備、社会復帰の支援、名誉回復の措置などを義務付けるとともに、療養所を自治体が利用できる規定も盛り込まれました。伊賀市においても、ハンセン病問題に関する正しい認識の上に、二度と同じ過ちを繰り返さないようにする取組が必要です。

2020(令和2)年には新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者やその家族を差別する動きが生じました。特にインターネット上では、感染者の住所や就業場所

<用語の意味>

※**無らい県運動**：ハンセン病患者の隔離政策として、地方自治体や市民が関わり、ハンセン病患者が、自分たちの町や村に一人もいないことをめざして、療養所に入所させる官民一体となった取組をいいます。当時の内務省衛生局は、1931(昭和6)年に「癩（らい）予防法」を制定、そして1940(昭和15)年には厚生省（現在の厚生労働省）は、「患者収容の完全を期せんがためには、いわゆる無癩運動の徹底を必要なりと認む」という指示を各都道府県に出します。その結果、都道府県をはじめ各地方自治体は「無らい県運動」を展開し、競うようにして「患者狩り」を行い、療養所に駆り立てていきました。市民もこれに呼応し、「疑わしき者」を自治体に通報や投書しました。警察や保健行政機関をはじめ、学校現場、地域住民がハンセン病患者の発見、通報、収容促進の役目を担い、その過程でハンセン病は「恐ろしい伝染病」という誤った認識が社会に植えつけられ、ハンセン病に対する偏見・差別や忌避意識が定着しました。その結果、患者は療養所以外の居場所を失い、またその家族までも地域から排除され、差別を受けました。

を特定したかのような真偽不明の書き込みがインターネット掲示板に投稿されるなど、感染者の人権を軽視した状況が見られました。また、マスクの着用についても、着用することが出来ない人に対して、着用していないことを理由に施設や車両の利用を拒否したり、排除したりする行動が見られました。ワクチン接種についても同様に、接種することでアレルギー症状が出るなどによって、接種することが出来ない人も居ますが、職場や地域の中で接種することが当然であるかのように圧力をかけるなど、新型コロナウイルス感染症をめぐる、あらゆる差別的な取り扱いが見られました。

感染者がどこに居るのか、誰かを探し、自分から遠ざけようとするような、差別的取り扱いや人権侵害の現れ方は、HIV感染者やハンセン病などの感染症における人権問題と同じ構造が見られます。

2022(令和4)年に、国内で感染者が確認された「サル痘」についても偏見や差別的な意識がインターネット上を中心に見られます。これまでの感染症に起因する差別や人権侵害が発生する過ちを繰り返さないために、これまでの取組を見直し、改めて差別や人権侵害を解消するための啓発活動をはじめとする取組を進めていきます。

【難病患者等】

難病は、原因不明で治療法が確立されていないことから偏見も生じやすく、就職、結婚などにおいてさまざまな差別が存在しています。また、患者は長期あるいは生涯にわたって治療を受ける必要があり、患者にかかる経済的負担や患者を介護する家族の精神的・肉体的負担が大きいなど、難病患者を取り巻く深刻な問題が存在しています。「障害者総合支援法」の成立を受け、治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病、今まで「制度の谷間」と言われてきた、いわゆる難病の方々が、障害福祉サービスの対象となり、これまで補助金事業として一部の市町村での実施であった障害福祉サービスが、全市町村において提供が可能となりました。今後、難病患者に対する差別の解消に向けた啓発を行うとともに、国・県との連携のもとに患者と家族の療養生活支援、地域社会における共生の実現に向けて更なるサービスの充実に努めます。また、医療機関等との連携により、患者が学校や職場で孤立することなく生活が送れるよう、まわりの理解や当事者への支援が進むよう、環境づくりに努めます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 患者本位の医療体制づくり	① 患者の立場が尊重される医療体制づくりの推進	患者の立場が尊重される医療体制づくりを進めるため、上野総合市民病院において、「患者の権利宣言」を院内に掲示し、患者自身や市民が、患者の権利について理解を深めるよう啓発します。

施策項目	事業	事業概要
1 患者本位の医療体制づくり	② 人権の視点に立った業務や接遇の推進	上野総合市民病院において、人権の視点に立って業務を進めるため、研修の充実に努めるとともに、院内に設置のご意見箱「患者の声」をもとに安全衛生・人権委員会が中心となって、医療の質向上に向けて取組ます。 また、医療機関における医師、看護師等従事者が患者の人権をはじめ障がい者、高齢者等さまざまな人権課題について理解・認識を深められるよう、医師会等関係団体などに研修の充実に働きかけます。
2 感染症の予防や病気に対する正しい知識の普及	① HIV感染症・新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進	世界エイズデーやHIV検査普及週間をはじめ年間を通して、県や関係機関、団体等との連携により、HIV感染症やエイズについての正しい知識の普及・啓発活動を進めます。 また、新型コロナウイルス感染症についての正しい知識の普及・啓発活動を行います。
	② その他の感染症に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進	県や関係機関、団体等との連携により、パンフレットの配布や講習会などを通して、その他の感染症についての正しい知識の普及・啓発活動を進めます。
	③ ハンセン病等感染症差別・偏見の解消と患者の人権への配慮	感染症の発生時には、患者の人権に配慮しつつ、県や関係機関、団体等との連携により迅速かつ適切な対応を行い、まん延の防止を図ります。
	④ ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進	県や関係機関、団体等との連携により、パンフレットの配布や講習会などを通して、ハンセン病についての正しい知識の普及・啓発活動を進めます。
	⑤ 難病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進	県や関係機関、団体等との連携により、パンフレットの配布や講習会などを通して、難病についての正しい知識の普及・啓発活動を進めます。
3 医療・生活支援体制の充実	① 医療相談体制の充実	患者の医療に関するさまざまな悩みや不安に対応するため、医師・薬剤師・ケアマネジャー・訪問看護師・介護保険事業者等の専門職間の情報共有、連携を強化し、医療相談体制の充実を図ります。

<用語の意味>

※ **患者の権利宣言**：伊賀市立上野総合市民病院では、①個人として常にその人格を尊重される権利がある、②良質な医療を平等に受ける権利がある、③自分の受ける治療や検査の効果や危険性、他の治療法の有無等について、わかりやすい説明を理解できるまで受ける権利がある、④自分の治療計画を立てる過程に参加し、自分の意志を表明し、自ら決定する権利がある、⑤自分の受けている医療について知る権利がある、⑥自分の情報を承諾なくして第三者に開示されない権利がある、の6つの権利を掲げ、患者の医療に対する主体的な参加の支援を図っています。

施策項目	事業	事業概要
3 医療・生活 支援体制の 充実	② エイズ相談・HIV検査に ついての周知	感染の心配のある人には、無料・匿名での相談や検査を保健所で実施することについて周知を図ります。
	③ 難病患者への医療・生 活支援	「障害者総合支援法」に基づき、県や関係機関等との連携により、病気に関するさまざまな問題や悩みに対する相談支援や情報提供を行うとともに、居宅や住み慣れた地域での療養生活の支援・福祉サービスの充実に努めます。

(10) さまざまな人権課題



そのほかの人権課題として、犯罪被害者、アイヌの人びと、沖縄の人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、ホームレス[※]、原子力発電所事故による避難者等がありますが、これらは個々に独立した施策としてみるには、現在のところ、社会状況等から判断して総合的な取組までに至っていないものの、人権課題として正しく現状認識をし、必要に応じてすぐにでも対応すべき重要な課題であり、ひとつの施策として進捗管理していきます。

また、これらの人権課題以外にも、今後、社会の動向などにより、新たに人権課題として認識を深め対応していくべきものがあります。

2011(平成23)年3月11日に起こった東日本大震災は、大きな揺れと津波により、死者・行方不明者を合わせ、2万人を超える犠牲者を出すとともに、多くの家屋を消失するなどの甚大な被害を及ぼしました。また、これまで培われてきた地域コミュニティを崩壊させました。現在でも、住宅や職場などの生活基盤を失い、将来への不安を抱えている方もいます。加えて、二次災害（人災）ともいえる原子力発電所の事故による被曝（ばく）や危険区域からの強制退去、放射能汚染による風評被害などの問題が深刻化しています。県外へ自主避難した生徒・児童が、避難先で「いじめ」にあうという、大変深刻な事例も報道されました。こうした状況の中で、東日本大震災以降も、地震や風水害を含めた自然災害や人災による「災害と人権」という新たな課題も発生しています。本市においては「震災時における人権」、「防災対策と人権」という視点で、積極的な被災地支援や風評による偏見や差別意識に対する啓発活動を今後も継続する必要があります。

ほかにも、「孤独・孤立」の問題や自殺対策など、社会の動向を的確にとらえ、新たな人権課題について見落とすことなく取組を進めていく必要があります。

<用語の意味>

※ ホームレス：特定の住居をもたず、道路や公園、河川敷、地下街、駅舎などで野宿生活を送っている人たちのことをいいます。

【犯罪被害者等】

犯罪被害者等に関する人権問題には、犯罪行為による直接的被害のみならず、そのことによる精神的・経済的被害等さまざまな被害や、本人だけでなく家族に対するマスコミの報道や地域社会の風評などによる精神的負担といった問題があります。

犯罪被害者は、事件により長期間の休職や失職、医療費などの負担を強いられるほか、マスコミの報道や地域社会の風評など二次的被害にあうなど、心的外傷後ストレス障害（PTSD）[※]に苦しむことも少なくありません。理不尽な犯罪により深く傷つけられた被害者や家族等を社会的孤立から救うためには、被害者や家族等に接する人、さらには社会全体が被害者や家族等の気持ちをよく理解し、適切な支援を行うことが必要です。また、犯罪被害者等に対する集団的な過熱取材等によるプライバシーの侵害など社会からの二次的被害を防止するため、被害者が地域で安心して暮らしていけるような社会をつくっていくことも必要です。

本市においては、犯罪被害者などを支える社会の形成を促進することを目的として、2022年(令和4)年3月に「伊賀市犯罪被害者等支援条例」を公布・施行しました。この条例に基づき、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発活動を推進するとともに、被害者等に対する相談窓口の充実などをはじめとして、国、県など関係機関との連携を図り、犯罪被害者等の権利や利益の保護のための施策の総合的な推進に努めます。

【アイヌの人びと】

アイヌの人びとの人権については、1993(平成5)年の「世界先住民族国際年」を契機に、わが国においても1997(平成9)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。この法律は、アイヌの伝統及び文化についての正しい知識を普及・啓発し、アイヌの人びとの民族としての誇りが尊重される社会づくりを目的としています。2019(令和元)年に公布・施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に基づき、伊賀市においても、アイヌの人びとがおかれてきた歴史的な経緯や差別の実態を踏まえた啓発活動や人権学習をさらに進めていきます。

＜用語の意味＞

※ 心的外傷後ストレス障害（PTSD）：地震や火災などの自然災害または戦争や事故、拷問、虐待、婦女暴行、その他犯罪の犠牲などの体験により、心に加えられた衝撃的な傷が元となり、後にさまざまなストレス障害を引き起こす疾患のことをいいます。日本では阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件等で広く病名が知られるようになりました。PTSDはpost traumatic stress disorderの略。

【沖縄の人びと】

沖縄の人びとがおかれてきた歴史的な経緯、独自の豊かな文化や伝統への理解を深めるための教育・啓発や沖縄戦、強制疎開による餓死者や病死者など第二次世界大戦の悲惨な歴史と基地問題などをすべての人の問題としてとらえ、平和への取組ができるように教育・啓発を進めます。

【刑を終えた人・保護観察中の人等】

刑を終えた人・保護観察中の人（仮出獄中の人、少年院の仮退院中の人など）や、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあり、就職や居住に関する差別問題をはじめ、社会復帰の機会からの排除など、立ち直りをめざす人たちや家族にとって、非常に厳しい状況があります。刑を終えた人・保護観察中の人等が、家族、職場、地域社会など周囲の人びとの理解と協力を得て更生し、地域社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、刑を終えた人・保護観察中の人等に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を行うとともに、県や関係機関、団体等と連携し、偏見等により疎外されない社会復帰に適した環境整備に努めます。

【ホームレス】

2002(平成14)年8月に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が制定されました。この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいることや、地域社会でのあつれきが生じつつある現状を踏まえ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援などに関し、国などの果たすべき責務を明らかにするとともに、施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的としています。この法律により、国では2003(平成15)年7月に「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」が策定されました。今後、本市においても、ホームレスに対する偏見や差別意識をなくすとともに、ホームレスに対する人権相談をはじめ各種相談や自立支援等に努め、人権侵害に対しては、県や関係機関、関係団体との連携による適切な対応を図ります。

【原子力発電所事故による避難者】

2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災と、この震災に伴って福島第一原子力発電所事故が発生し、たくさんの人に未曾有の被害をもたらしました。とりわ

け、原子力発電所から漏れ出した放射性物質の危険に苦悩し県外へ避難した人に対する、避難先での偏見や差別が問題になっています。

社会の偏見・風評被害や過剰な反応が、子どもにも影響が及んでおり、転校先でいじめを受けるなどの問題が現れています。被災地を含めた、福島避難者などの実態や放射線や放射性物質等について、正しい理解に基づく行動ができるような学習の機会が、必要になります。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 犯罪被害者 等の人権擁護	① 啓発活動の推進	「犯罪被害者等基本法」の周知を図るとともに、犯罪被害者やその家族等の人権課題について、市民が理解・認識を深められるよう、啓発を進めます。
	② 相談の充実	犯罪被害者やその家族等の人権侵害について、精神的なダメージを克服し、正常な社会生活が営めるように、県や関係機関、「社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター」をはじめとする民間団体との連携を強化し、相談体制、権利や利益の保護のための総合的な取組の充実に努めます。
	③ DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者等の保護	DV被害者の一時保護や自立支援における県や民間シェルター等との連携、支援体制の構築に努めます。また、DV被害者以外の被害者についても、住まいの確保等支援策を検討します。
2 さまざまな 人権課題の 把握	① さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組の推進	さまざまな人権課題の状況や人権侵害の発生状況、人権相談など、人権課題の現状と課題認識のための取組を行います。
	② 国や県、社会の動向の把握	さまざまな人権課題に関する国や県、社会の動向を把握するとともに、必要に応じて各種統計データを活用し、現状への理解や課題認識を深めます。
3 人権に関する教育・啓発の推進	① さまざまな人権に関する啓発の推進	さまざまな人権課題に関する啓発を進めます。
	② さまざまな人権に関する教育の推進	学校、地域、職場などでの人権教育において、さまざまな人権課題についての理解・認識を深められるような取組を進めます。

計画推進にあたっての数値目標

第4次計画策定時

指 標 項 目					
人権問題地区別懇談会開催地区数					
現況 2022	2023	2024	2025	2026	目標 2027
※99地区	110地区	115地区	120地区	125地区	130地区
人権問題地区別懇談会参加者数					
現況 2022	2023	2024	2025	2026	目標 2027
※6,564人	6,600人	6,700人	6,800人	6,900人	7,000人
市民対象の人権大学講座（連続講座）延べ受講者数					
現況 2022	2023	2024	2025	2026	目標 2027
※1,234人	1,300人	1,325人	1,350人	1,375人	1,400人
差別をなくす強調月間に係る講演会等参加者数					
現況 2022	2023	2024	2025	2026	目標 2027
※1,535人	1,600人	1,700人	1,800人	1,900人	2,000人
人権問題企業連絡会加盟事業所数					
現況 2022	2023	2024	2025	2026	目標 2027
85社	88社	91社	94社	97社	100社

※新型コロナウイルス感染拡大前（2019年度）の実績数値を現況数値として記入します。